

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことに繋がる。このため、区災対本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、庁内、東京都、防災関係機関等との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要になる。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、近年の災害での教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要であり、また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要になる。

そこで本章では、大規模な地震が発生した場合における、区災対本部の態勢や、他自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示す。

予防対策		頁
1 初動態勢の整備	1-1 活動庁舎等の設備	震-171
	1-2 初動態勢の強化	
	1-3 地区本部態勢の強化	
	1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢	
	1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	
	1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	
	1-7 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	
	1-8 防災職員住宅居住者の活用	
	1-9 各種訓練の充実	
	1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎	
2 業務継続体制の確保	震-174	
3 消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備	3-1 消火・救助・救急活動態勢	震-175
	3-2 警備態勢の整備	
4 広域連携体制の構築 (災害時相互応援協定の締結の推進)	震-179	
5 応急活動拠点の整備	5-1 オープンスペースの確保	震-179
	5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	
	5-3 ボランティアの活動拠点の明確化	
応急対策		頁
1 初動態勢	1-1 区の責務	震-181
	1-2 区の活動態勢	
	1-3 防災機関の活動態勢	
2 消防・救助・救急及び警備活動	2-1 震災消防活動	震-200
	2-2 救助・救急活動	
	2-3 警備	
3 応援協力・派遣要請	震-204	
4 応急活動拠点の調整	震-208	
本章の関係する関連計画・マニュアル		
北区対策本部長の補佐機能運営初動マニュアル、職員行動マニュアル、北区業務継続計画		

【予防対策】

1 初動態勢の整備

1-1 活動庁舎等の設備

担当	区各部
----	-----

- (1) 構造、敷地面積、延床面積等の規模、平常時及び非常時の設備等、庁舎等の現状について把握に努める。
- (2) 発災直後から円滑な応急対策活動を実施するため、非常用発電設備、飲用水及び生活用水の供給設備等、非常時に必要な設備を整える。
- (3) 電気、給水衛生等の設備や備蓄の状況を踏まえ、業務の継続が可能な日数をあらかじめ把握する。

1-2 初動態勢の強化

担当	区各部
----	-----

- (1) 区は、各種訓練の実施結果及び北区業務継続計画を踏まえて、区災対本部並びに災対各部の業務及び必要人員等を継続的に見直す。
- (2) 区は、災害対策本部に関する組織を整備し、区災対本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を区職員に周知する。
- (3) 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

1-3 地区本部体制の強化

担当	地域振興部
----	-------

1. 地区本部の体制・役割等の見直し

- (1) 災害時、地区防災会議は、管轄内の被害状況の調査、避難所の情報集約及び本部報告を行う地域の拠点として、地域振興室内に「地区本部」を設置する。この地区本部は、地区防災会議が運営し、地域振興室長を始めとした地区本部参集職員が運営支援を行う。
- (2) 区は、地区本部への支援体制を強化するため、所管地域の面積、避難所数等に応じて地区本部参集職員数を見直すとともに、災害発生時における地域振興室長の代行者を明確にする。
- (3) 地域振興室長等は、日頃から地区防災運営協議会等に参加し、自主防災組織等と円滑に協力できる関係を築いておく。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 【予防対策】

2. 地区本部参集職員の活動支援

- (1) 区は、地区本部の設置から対応を時系列に沿って記した「地区本部運営マニュアル」を作成する。
- (2) 各地区本部は、地域の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した地区本部別のマニュアルを作成した上で、当該マニュアルを用いた参集訓練や地区本部設置・運営訓練を行い、運営能力の向上とマニュアルの検証・充実を図る。

1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢

担当	区各部
----	-----

1. 災害警戒態勢

災害警戒態勢は、「東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程」（昭和59年10月東京都北区訓令甲第19号）に基づき実施しており、概要は以下のとおりである。

勤務時間	職員の勤務時間外及び休日
従事者	副参事又は専門副参事以上の職層にある者
勤務場所	防災センター2階宿直室
主な任務(事務)	災对本部長への災对本部の設置の要請、災害に関する情報の収集、整理及び伝達、その他災害対策

2. 職員の自動参集態勢

(1) 指定幹部職員

平成13(2001)年4月から、夜間・休日等勤務時間外における区災对本部立ち上げ等の初動態勢確保を目的として、「緊急非常配備指定参集幹部職員（以下「指定幹部職員」という。）」制度を設けた。本制度は、あらかじめ北区内又は近隣区在住管理職員を「指定幹部職員」として指定し、災害時に自動参集を求めるものである。

令和5(2023)年4月現在は、災对各部の部長が到着するまで当該部における指揮を代替することを主な役割として位置付けており、災对各部に1名ずつ指定している。

(2) 指定職員

指定職員は、夜間・休日等勤務時間外に震度5弱以上の地震又はこれに準ずる程度の災害が発生したとき、速やかに定められた場所に参集し、東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和40年8月東京都北区規則第36号）及び各部要領に基づく事務を分掌する。指定職員は、指定場所に、徒歩又は自転車等で、概ね60分以内に参集可能な職員（再任用職員を含む。）のうちからあらかじめ指定する。

1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

担当	教育振興部
----	-------

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策 【予防対策】 3 避難所の管理運営体制の整備等
3-1 避難所の開設・管理運営
第3 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営に対する支援体制
(p震-307) 参照

1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

担当	教育振興部
----	-------

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策 【予防対策】 3 避難所の管理運営体制の整備等
3-1 避難所の開設・管理運営
第4 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営に対する支援体制
(p震-307) 参照

1-7 福祉避難所の(初期)運営態勢の強化

担当	福祉部
----	-----

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策 【予防対策】 3 避難所の管理運営体制の整備等
3-3 福祉避難所の運営体制 (p震-308) 参照

1-8 防災職員住宅居住者の活用

担当	総務部
----	-----

区は、通常業務と兼務して夜間・休日等における防災業務に従事する職員を対象とした防災職員住宅を整備しており、その居住者を指定職員として活用していく。

1-9 各種訓練の充実

担当	危機管理室
----	-------

区は、防災関係機関等と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、検証を行い、必要に応じて地域防災計画や各種マニュアル等に反映させる。区職員においては、適切に引継ぎを実施し、人事異動等で担当者が変更となっても災害対応に支障が無いよう努める。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 【予防対策】

- (1) 震災総合訓練
- (2) 避難所運営訓練
- (3) 災害対策本部、各部設置訓練、業務継続計画(BCP)に基づく訓練
- (4) 職員参集訓練、職員避難訓練、一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練）
- (5) 帰宅困難者対策訓練
- (6) 罹災証明書交付訓練
- (7) 水防訓練 など

1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎

担当	危機管理室
----	-------

区は、北区業務継続計画において、本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】 1 初動態勢
1-2 区の活動態勢 第1 災害対策本部
6. 区災対本部の設置場所（p震-194）参照

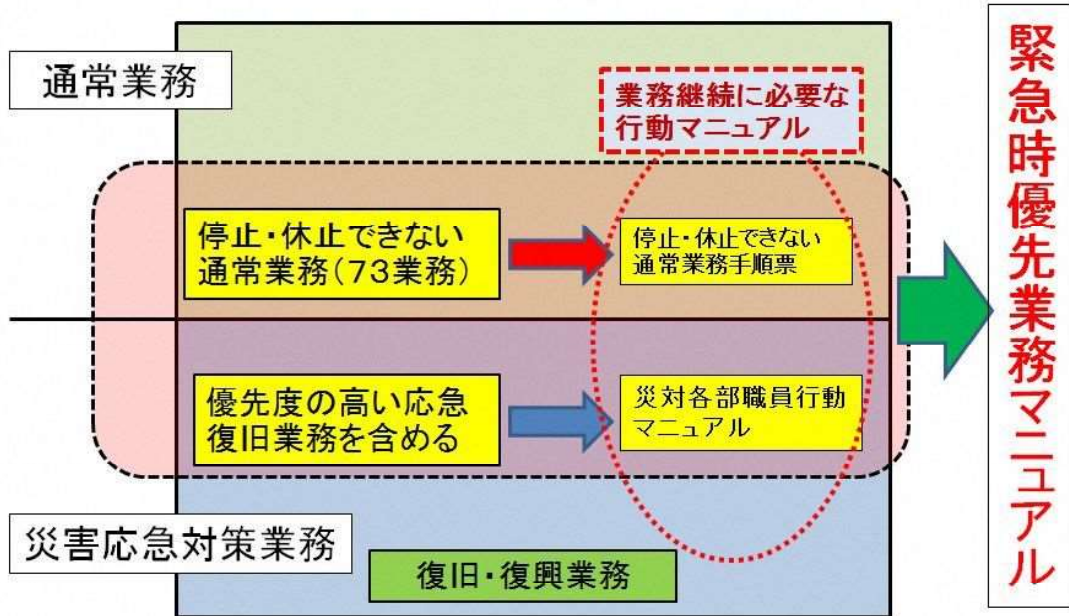
2 業務継続体制の確保

担当	区各部
----	-----

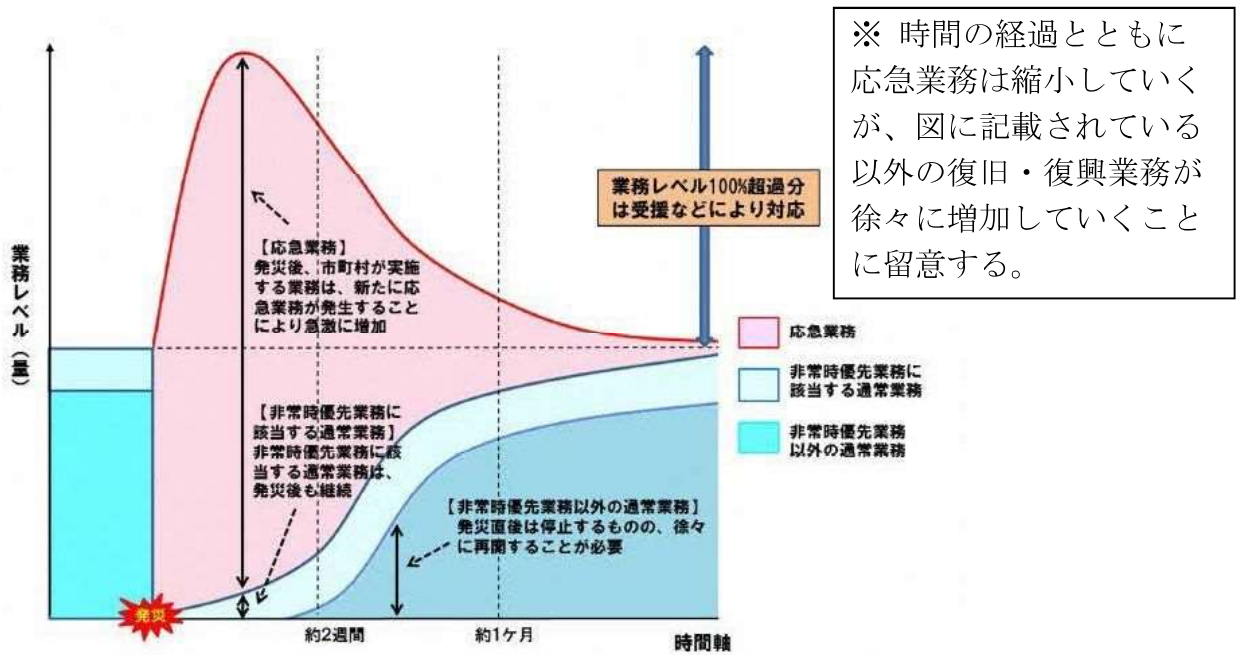
- (1) 事業継続計画（BCP）とは、Business Continuity Planの略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（以下「非常時優先業務」という。）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。
- (2) 区政のBCPでは、① 区民の生命・身体・財産等の保護、② 緊急時優先業務のための資源確保、③ 緊急時優先業務のための体制確保、④ 他機関と連携した事業継続という、4つの緊急時優先業務継続基本方針を定めている。
- (3) 「情報システムのBCP対策」として、災害による被害を受けない外部データセンターへの情報システムの移設、区施設被災時用バックアップ情報システムの外部データセンターへの配置による二重化等の情報システムの可用性を高める対策を検討・整備していく。
- (4) 業務継続の取り組みは、以下の特徴を持っている。
 - ア 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞りこむ。
 - イ 非常時優先業務の特定に当たっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応

- じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していく。
- ウ 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
 - エ 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその業務の継続が危うくなるかを抽出して検討する。
 - オ 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処する。
 - カ BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含むこととする。
- (5) 北区業務継続計画の管理（以下「BCM」という。）の取組みは、以下の特徴を持っている。
- ア 区は、平成23(2011)年3月に北区業務継続計画を策定し、事業継続体制の確保を明文化した。同計画では、北区地域防災計画を補完する計画として、災害対応を主とする応急対策業務を限られた要員で実施する上で、停止又は休止できない通常業務の継続等を定めている。
 - イ 区は、平成25(2013)年3月に北区業務継続計画を改定した。緊急時優先業務の対象となる業務を災対各部職員行動マニュアルや停止又は休止できない通常業務手順表に整理するとともに、災害対応及び各種訓練を実践する中で課題を抽出し、BCMの推進体制のあり方について検討を進めるなど、PDCAサイクルに則った災害対応を定めている。
 - ウ 区は、熊本地震での教訓や「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府、平成27(2015)年5月）及び「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府、平成28(2016)年2月）を踏まえ、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、非常用発電機とその燃料の確保、業務を遂行する職員等のための水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保について、北区業務継続計画改定の中で充実を図る。

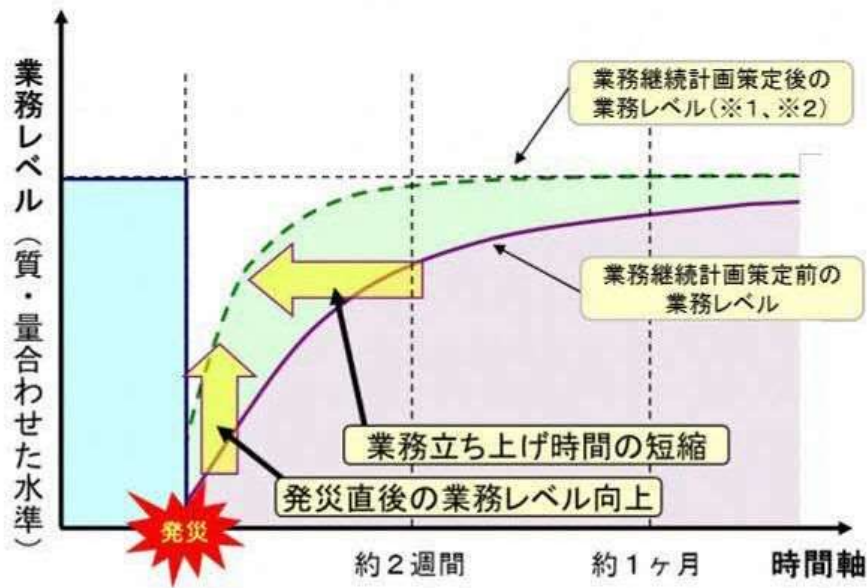
震災対策編	第1部	担当表
	第2部	
	第3部	
風水害対策編 本編	第1部	担当表
	第2部	
	第3部	
資料編	震災対策編	
	風水害対策編	



早期復旧に向けた区職員の行動マニュアルのイメージ図



発災後に区が実施する業務の推移



BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府、令和5(2023)年5月）

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

3 消火・救助・救急活動体制及び警備体制の整備

3-1 消火・救助・救急活動体制

担当	消防署／消防団
----	---------

1. 区における現況

王子・赤羽・滝野川の3消防署は、ポンプ車、化学車、はしご車、照明電源車、補給車、人員搬送車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

平常の消防力を災害時においても最大限に活用するため、各消防署は、地震被害の態様に対応した震災消防計画等を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。

また、王子・赤羽・滝野川の3消防団に23の分団を組織し、可搬ポンプ等の消火設備を配置している。各消防団は、管轄する消防署と連携し、地震後に予想される市街地大火等に備えている。

2. 東京消防庁（消防署）の体制

(1) 消火・救助・救急体制の整備

ア 平常時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。

イ 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資機材を配置する。

ウ 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。

エ 救急・救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。

オ 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。

カ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。

キ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

ク 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

(2) 全庁的に総合震災消防訓練を毎年行い、震災消防活動体制の強化を図る。

3-2 警備体制の整備

担当	警視庁／警察署
----	---------

(1) 災害時に必要な装備資機材の充実強化を図り、効果的に資機材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。

(2) 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等の

レスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。

- (3) 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資機材の整備を図る。
- (4) 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。
- (5) 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資機材の整備を図る。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編
風水害対策編

4 広域連携体制の構築(災害時相互応援協定の締結の推進)

担当	区各部
----	-----

- (1) 区は、他自治体、事業者、協会・団体等との災害時応援協定の締結を推進する。協定の締結に当たっては、通常業務を通じて各団体等と関わりを持つ各所管部と危機管理室が連携するとともに、想定する災害規模、北区との位置関係及び地域特性等を考慮し、有効な協定の締結につなげる。
- (2) 区は、他自治体や防災関係機関からの応援職員や応急危険度判定員等の受入に備えて、備蓄や宿泊スペース等の検討を進める。

5 応急活動拠点の整備

5-1 オープンスペースの確保

担当	まちづくり部／土木部／都都市整備局
----	-------------------

- 1. オープンスペースの整備推進
 - 第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】 1 安全に暮らせるまちづくり
1-1 地域特性に応じた防災まちづくり
第4 都市空間の確保 (p震-87) 参照
- 2. オープンスペース利用計画の策定推進
 - 同上

5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

担当	危機管理室
----	-------

- (1) 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを、国や都及び防災関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- (2) 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場所を、国や都及び防災関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- (3) 区は、避難所となる学校の改修や改築にあわせて、ヘリサインの整備を進める。
- (4) 区は、迅速な受援体制の構築のため、自衛隊の災害時の活動拠点を「赤羽スポーツの森公園」と定める。
- (5) ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。

※ 災害時臨時離着陸場候補地 【資料編 p資-21参照】

※ ヘリコプター発着場基準及び表示要領 【資料編 p資-22参照】

※ ヘリサイン表示施設一覧 【資料編 p資-23参照】

※ 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する
申し合わせ事項 【資料編 p資-24参照】

5-3 ボランティアの活動拠点の明確化

担当	危機管理室
----	-------

- (1) 区は、災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営支援に向けて、平常時から東京都北区市民活動推進機構（北区NPO・ボランティアぷらざ）、北区社会福祉協議会等と連携を深める。
- (2) 区は、迅速な受援体制の構築のため、あらかじめ災害発生時のボランティアの活動拠点をみどりと環境の情報館（エコベルデ）と定める。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画
第2章 区民と地域の防災力向上【応急対策】
6 ボランティアとの連携（p震-76）参照

【応急対策】

1 初動態勢

1-1 区の責務

担当	(災対) 各部
----	---------

- (1) 区は、区域に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- (2) 区は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (3) 区は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。
- (4) 区は、災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、東京都北区危機管理基本指針に基づき、区災対本部が設置された場合に準じて処理する。
- (5) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（災対本部長）は、知事（都災対本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

1-2 区の活動態勢

担当	(災対) 各部
----	---------

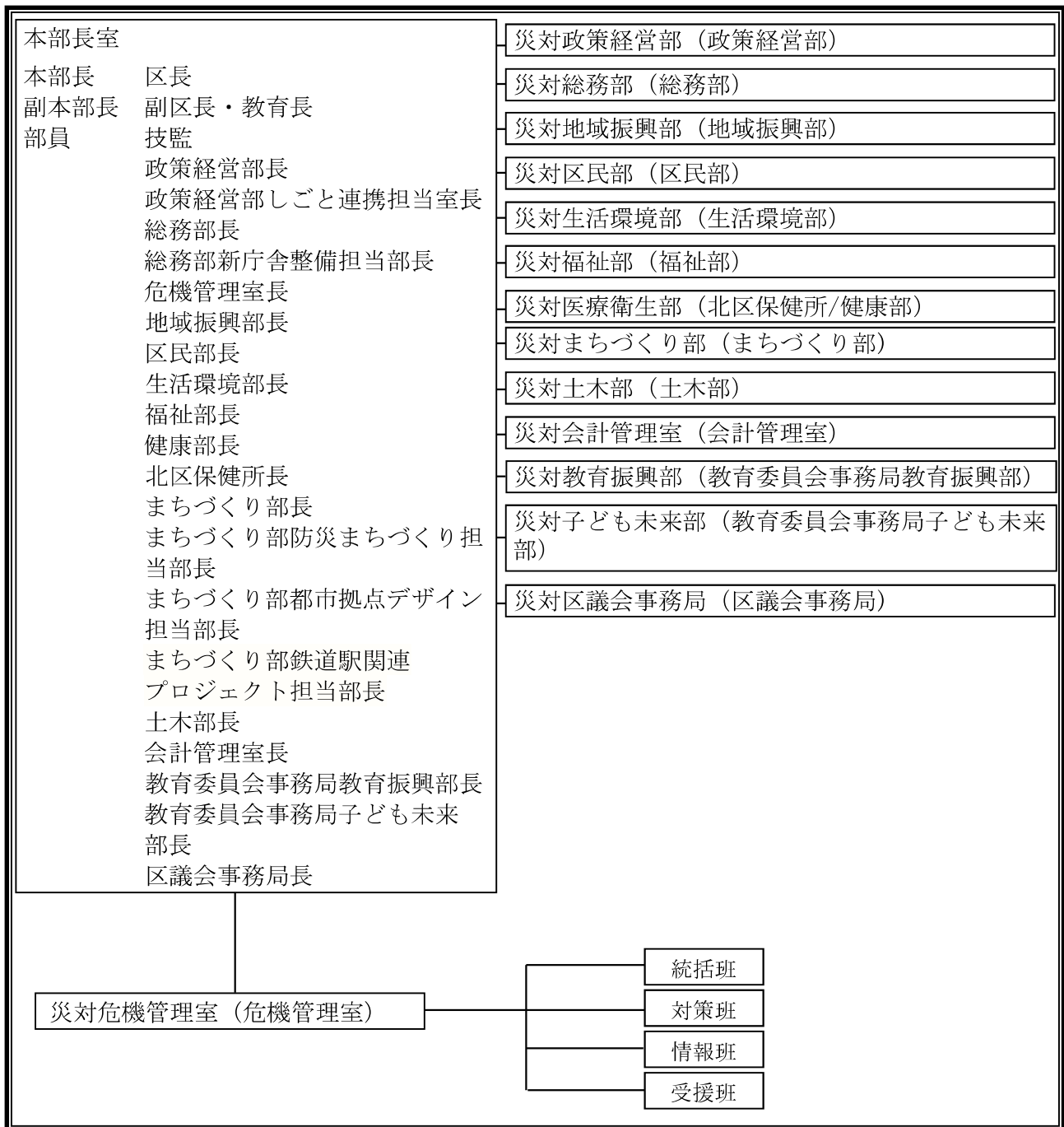
区は、上記の責務を遂行するため必要がある場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。職員は、防災機関業務大綱に示された災対各部の事務又は業務を、職員行動マニュアルに従い、状況に合わせた的確かつ迅速に実施する。

第1 災害対策本部

1. 区災対本部の組織

東京都北区災害対策本部条例及び同条例施行規則に基づく区災対本部組織は、次に示すとおりである。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】



【災对本部の組織】

役職	構成員
災对本部長	区長
災対副本部長	副区長、教育長
災对本部員	技監、区災对本部を構成する部の部長、東京都北区組織規程第9条第2項に規定する担当部長、危機管理室長
本部長室長	危機管理室長
本部長室班長	防災・危機管理課長、地域防災担当課長、広報課長、職員課長
本部長室班員	生活安全担当課長、シティプロモーション推進担当課長、区長室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、産業振興課長、東京都北区組織規程第9条第3項に規定する副参事（医療職は除く。）
	危機管理室職員、広報課職員、シティプロモーション推進担当課職員、区長室職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員、その他区長が区の職員の中から指名した者
災対各部職員	各部指定職員

【災对本部長等の職務】

役職	機能
災对本部長	区災对本部の事務を総括する。
災対副本部長	災对本部長を補佐する。
災对本部員	災对本部長の命を受け、本部長室の事務に従事し、部の事務を掌理する。
本部長室長	災对本部長の命を受け、本部長室の事務を掌理するとともに、各部を総合調整する。
本部長室班長	本部長室長の命を受け、班の業務を掌理する。
本部長室班員	班長の命を受け、班の業務に従事する。
災対各部職員	部長の命を受け、部の事務に従事する。

第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
担当表
震災対策編
風水害対策編
本編
資料編
風水害対策編

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】

【災対本部長の補佐機能】

班名	機能	構成員	
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 災対本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 	班長	防災・危機管理課長
		副班長	選挙管理委員会事務局長、区長室長
		班員	危機管理室職員、区長室職員、指定職員
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括班の指示に基づく情報班や災対各部の業務の支援 ・ 初動段階での各部の参集職員の調整 ・ 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 災対本部員や災対本部職員のローテーション管理 ・ 区災対本部の食料の調達等庶務に関する事項 	班長	地域防災担当課長
		副班長	監査事務局長、生活安全担当課長、医療職を除く副参事
		班員	危機管理室職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員、指定職員
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、都、他の区市町村、防災関係機関、地区本部、避難所等からの以下の情報の収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報 ・ 避難や救援の実施状況 ・ 安否情報 ・ 災害への対応状況 ・ その他統括班等から収集を依頼された情報 ○ 区災対本部の活動状況や実施した措置等の記録 ○ 通信回線や通信機器の確保 ○ 被災状況や区災対本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 	班長	広報課長
		副班長	シティプロモーション推進担当課長
		班員	危機管理室職員、広報課職員、シティプロモーション推進担当課職員、指定職員
受援班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的・物的受援に関する担当窓口の設置 ○ 災対各部の受援担当との連絡調整 ○ 応援職員の配置調整及び受入手配 ○ 物資供給元との連絡調整 ○ 支援物資に関する情報の把握 ○ 輸送に関する災対各部との連携 	班長	職員課長
		副班長	産業振興課長
		班員	危機管理室職員、指定職員

2. 区災対本部の所掌事務等

本部長室の所掌事務及び各部の分掌事務は、東京都北区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。

《応急活動の分掌事務》

災対各部の分掌事務優先度及び活動開始時期の目安を示す。

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 政策経営部	企画課 財政課 情報政策課 広報課 シテイクプロモーション推進担当課 経営改革・公共施設再配置推進担当課 しごと連携担当課	災害時における広報活動	1					
		災害情報の収集及び整理	1					
		報道機関への連絡体制	2					
		写真等による情報の収集及び記録	3					
		災害関係対策予算	3					
		震災復興本部事務局の体制整備	4					
		震災復興計画の総合調整	4					
		電子計算システムの復旧	4					

資料編	震災対策編			第1部
	風水害対策編 本編			第2部
震災対策編	資料編			第3部
	担当表			担当表
風水害対策編	担当表			担当表

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
対策総務部	総務課 区長室 職員課 契約管財課 営繕課 多様性社会推進課 新庁舎整備担当課	区災对本部の職員の動員	1					
		区災对本部の人員の配置及び調整	1					
		被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理	2					
		車両、船艇等輸送機関の調達	2					
		外国人への情報支援	3					
		女性被災者等に係る相談に関すること	3					
		流通物資の調達の指導、協力及び総合調整	4					
		他の自治体への応援要請及び収容要請	4					
		区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保	5					
		区災对本部の職員の服務及び給与	5					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対危機管理室	防災・危機管理課 地域防災担当課 生活安全担当課	都、その他防災関係機関との連携	1					
		区災对本部の通信情報の総括	1					
		本部長室の庶務	2					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
対策部 災害 危機管理室 (広報課、シ ティープロ モーション 推進担 当課、区長 室、監査事 務局及び 選挙管理 委員会を 含む。) ※ 対策部 長の補佐 機能	統括班	区災対本部の運営に関する事項	1					
		情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定に係る補佐	1					
		災対本部長の決定方針に基づき各班への指示	1					
	対策班	初動段階における各部の参集職員の調整	1					
		統括班の指示に基づき情報班や各部業務の支援	1					
		都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項	2					
	情報班	区災対本部の食料の調達等庶務に関する事項	2					
		災対本部員や災対本部職員のローテーション管理	3					
		国、都、他の区市町村等や防災関係機関及び地区本部等からの情報収集、整理及び集約	1					
	受援班	区災対本部の活動状況や実施した措置等の記録	1					
		通信回線や通信機器の確保	2					
		被災状況や活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	3					

資料編	風水害対策編 本編			震災対策編		
	第1部	第2部	第3部	担当表	第1部	第2部
	風水害対策編			震災対策編		

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 地域振興部	地域振興課 (地域振興室) 大規模区民施設整備担当 課 文化施策担当課 産業振興課 スポーツ推進課	地区本部に関すること	1					
		地区本部と自主防災組織との連携	2					
		被害概況の把握と報告	2					
		帰宅困難者に関すること	2					
		流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画	3					
		災害時の体育施設等の利用	3					
		生活相談総合窓口の開設準備	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対区民部	戸籍住民課 税務課 収納推進課 国保年金課	給水計画に関すること	1					
		物資等の管理・輸送	2					
		生活相談総合窓口の開設と運営	2					
		被災者台帳の作成	3					
		罹災証明書の交付	3					
		義援金の受領及び配分並びに被災者生活再建支援金等の支給	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 生活環境部	リサイクル清掃課 環境課 北区清掃事務所	行方不明者の捜索・遺体の収容及び埋火葬	1					
		ごみ処理及びし尿収集	2					
		廃棄物処理	2					
		放射性物質対策（測定）に関すること	2					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対福祉部	地域福祉課 生活支援臨時特別給付金 担当課 生活福祉課・北部地域保護 担当課 高齢福祉課 長寿支援課 障害福祉課 介護保険課 障害者福祉センター	要配慮者の災害対策に関すること	1					
		福祉避難所の設置及び管理運営	2					
		避難場所に関すること	3					
		災害時のボランティア（医療以外）に関すること	4					

資料編	震災対策編			
	第1部	第2部	第3部	担当表
風水害対策編	風水害対策編 本編			
	第1部	第2部	第3部	担当表

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 医療衛生部	北区保健所 生活衛生課 保健予防課 新型コロナウイルス クチン接種担当課 健康部 健康推進課 地域医療連携推進担当 課	避難所医療救護所及び緊急医療救護所並びに医療救護活動拠点の開設	1					
		医療及び助産救護	2					
		防疫	3					
		医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡	1					
		医薬品の調達及び配給	4					
		災害時のボランティア（医療）に関すること	4					
		健康相談（放射性物質に係るものを含む。）に関すること	4					
		動物の救護に関すること	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 まちづくり 部	都市計画課 まちづくり推進課 住宅課 建築課 防災まちづくり担当課 都市拠点デザイン担当課 鉄道駅関連プロジェクト 担当課	被災建築物の応急危険度判定	1					
		建築物の被害状況調査	1					
		がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策	1					
		応急仮設住宅	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対土木部	土木政策課 交通事業担当課 事業用地担当課 土木管理課 道路公園課	障害物等の除去	1					
		緊急・準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保	1					
		応急資材及び労力の確保	3					
		堤防、道路、橋りょう、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧	4					
		道路等占有物件の対策	4					
		河川の流木対策	4					
		がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 会計管理室	会計課	金銭及び物品の出納保管						

資料編	震災対策編	震災対策編		
		第1部	第2部	第3部
風水害対策編	本編	風水害対策編		
		第1部	第2部	第3部
		担当表		

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 教育振興部	教育政策課 学び未来課 学校改築施設管理課 学校支援課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課 教育総合相談センター 飛鳥山博物館 中央図書館	避難所の設置及び管理運営 園児、児童及び生徒の保護並びに救護 応急教育	1					
			2					
			3					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 子ども未来部	子ども未来課 児童相談所開設準備担当課 子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター	保育園児及び児童の保護並びに救護 災害遺児等の保護 応急保育	1					
			2					
			3					

3. 区災対本部の設置及び廃止

(1) 区災対本部の設置

- ア 区長は、区の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、区災対本部を設置する。
- イ 区災対本部の組織等は、東京都北区災害対策本部条例（昭和38年7月東京都北区条例第9号）及び同施行規則（昭和40年8月東京都北区規則第36号）に定める。

(2) 区災対本部設置の通知

- ア 区災対本部が設置されたときは、直ちにその旨を都知事に報告するとともに、各部長及び警察署・消防署等の防災関係機関並びに自主防災組織及び区民に通知しなければならない。
- イ 各部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

(3) 区災対本部の廃止

- ア 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策が概ね完了したときは、区災対本部を廃止する。
- イ 区災対本部の廃止の通知は、上記(2)に準じて処理する。

4. 区災対本部の非常配備態勢

(1) 非常配備態勢の種別

種別	時期	態勢
初動態勢	区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、自動的に参集する。	各部原則3名の職員及び指定参集職員とする。
第1次非常配備態勢	区内で震度5弱以上の地震が発生し、区長が必要と認めるとき又は区内で震度5弱以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生し、区長が必要と認めるとき、参集する。	災対各部別に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応業務を検討し、当該業務に対応できる配備人員を決定する。全区職員の概ね3割程度とする。
第2次非常配備態勢	(1) 区内で震度5強以上の地震が発生したとき、自動的に参集する。 (2) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき、自動的に参集する。 (3) 区内で震度5強以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生し、区長が必要と認めるとき、参集する。	災対各部別に震度5強以上の地震が発生した場合の対応業務を検討し、当該業務に対応できる配備人員を決定する。全区職員の概ね7割程度（第1次非常配備態勢を構成する職員を含む。）とする。
第3次非常配備態勢	(1) 区内で震度6弱以上の地震が発生したとき、自動的に参集する。 (2) 区内で震度6強以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生し、区長が必要と認めるとき、参集する。	全区職員とする。

第1部	震災対策編	第1部
第2部		第2部
第3部		第3部
担当表	風水害対策編 本編	担当表
第1部		第1部
第2部		第2部
第3部		第3部
資料編	風水害対策編	資料編
		資料編

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 【応急対策】

(2) 部内への周知

各部長は、あらかじめ職員行動マニュアルを定め、所属職員に対し非常配備態勢等を周知徹底しなければならない。

(3) 非常配備態勢の特例

区長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、特定の部のみ非常配備態勢を発令し、又は種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

5. 例外措置

区職員のうち、次に掲げるものは、非常配備態勢から除外する。

- (1) 妊娠中の職員
- (2) 世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護者がいない職員
- (3) 世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員
- (4) 定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）又は障害を有する職員
- (5) 病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等の承認を得て休暇中の職員
- (6) 結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員

6. 区災対本部の設置場所

区災対本部は、区役所別館2階研修室に設置する。なお、本庁舎に区災対本部の設置が不可能なときは、北区防災センター大研修室に設置する。

第2 夜間・休日等勤務時間外の態勢

1. 指定参集職員の動員態勢

(1) 本庁舎等における動員

- ア 指定幹部：災対各部の長が到着するまで指揮を執るため、災対各部に1名ずつ管理職を指定する。
- イ 災対本部統括班：職員の統制のため、10名程度を指定する。
- ウ 災対本部対策班：統括班が決めた対策を遂行するため、35名程度を指定する。
- エ 災対本部情報班：情報収集及び伝達を担当するため、30名程度を指定する。
- オ 災対本部受援班：受援を担当するため、15名程度を指定する。

(2) 防災拠点における動員

- ア 地区本部（地域振興室）：各地域振興室に6名ずつ指定し、うち2名を係長級職員とする。職員の役割は、主に情報収集及び自主防災組織との連携とする。
- イ 避難所（小・中学校等）：各避難所に3名ずつ指定する。職員の役割は、主に避難所の運営体制構築及び運営支援とする。

2. 指定参集職員以外の職員の動員態勢

→ 第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】 1 初動態勢

1-2 区の活動態勢 第1 災害対策本部

4. 区災対本部の非常配備態勢（p震-193）参照

第3 職員の配置及び服務

1. 職員の配置

- (1) 災対各部の長は、所属職員のうち、区災対本部の事務に従事する職員の名簿を備えておかなければならない。
- (2) 災対各部の長は、あらかじめ非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、防災・危機管理課へ報告するとともに、所属職員に対し周知徹底しておかなければならない。
- (3) 災対各部の長は、あらかじめ所属職員の参集方法及び参集に要する時間を調査し、記録しておかなければならない。

2. 職員の服務

- (1) 区職員は、区災対本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること
 - イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること
 - ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - エ 出張等の場合においては、常に所在を明らかにしておくこと
 - オ 区長による帰宅の許可があるまで、職場に待機すること
- (2) 区職員は、自らの言動によって区民に不安を与え、又は区民の誤解を招き、区災対本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければならない。

第4 都災対本部派遣員

- (1) 区は、都の災害対策本部長室の事務に協力するため、必要に応じて、あらかじめ指定した職員を都災対本部へ派遣する。
- (2) 前項の規定による派遣は、主として局地的な災害や事故を対象としたものであるが、地震災害においても派遣を行う場合がある。

第5 活動要員の供給

1. 計画方針

災害対応業務の遂行に当たり、区職員のみでは人的資源が不足するときは、作業員を雇い上げ、又は都等へ人的支援を要望し、必要な体制を確保する。災対総務部は、平常時から建設業協会等と連携し、災害時の人員の確保に努めることとする。

2. 引渡し方法

作業員の待機及び災対各部への引渡し方法は、次のとおりとする。

- (1) 災対各部は、必要な作業員を災対総務部へ要求する。
- (2) 災対総務部は、作業員を確保し、要求した部へ派遣する。
- (3) 経費の負担は、区災対本部の財務に規定するところによる。

第6 東京都防災センターとの連携

東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連携及び情報分析並びに災害対策の審議、決定及び指示を行う中枢の施設である。区は、東京都防災センターの

第1部	
第2部	震災対策編
第3部	
担当表	
第1部	
第2部	風水害対策編
第3部	本編
担当表	
震災対策編	
資料編	
風水害対策編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】

指令室と情報共有を図り、連携を強化する。

1-3 防災機関の活動体制

担 当	(災対) 危機管理室／警視庁／警察署／消防署／消防団／都交通局／東日本旅客鉄道(株)／首都高速道路(株)
-----	--

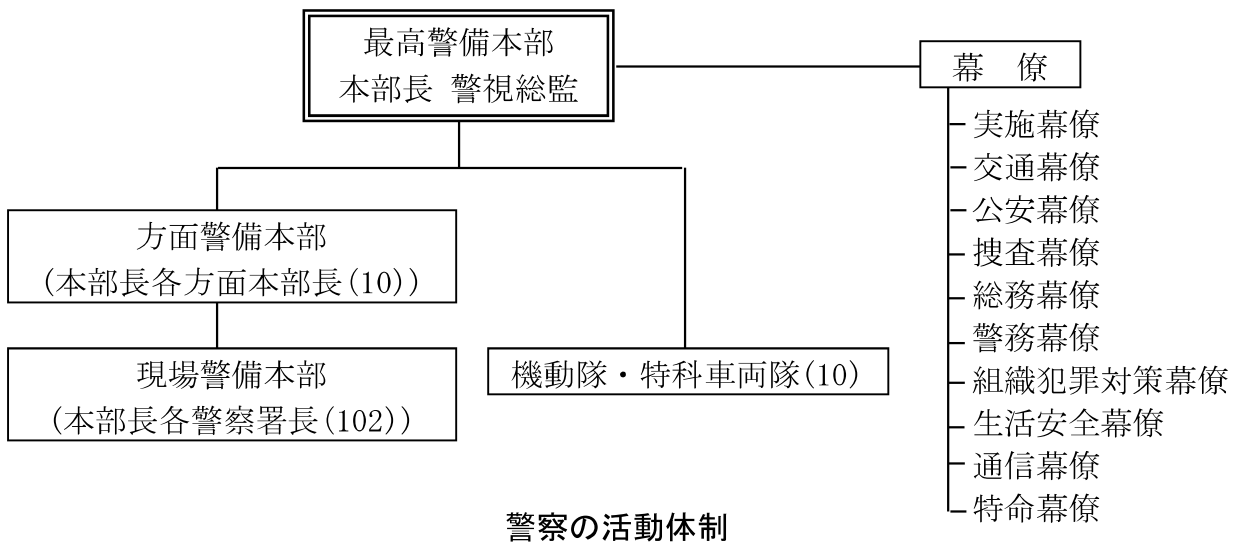
第1 責務

自然災害が発生した場合、防災関係機関等は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

第2 警備体制

1. 警備本部等の設置

警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。



2. 部隊運用等

- (1) 警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- (2) 警備要員は、東京都（島しょ部を除く。以下同じ。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (3) 東京都に震度5強の地震が発生した場合、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。
- (4) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。
- (5) 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長（警視総監）が運用する。
- (6) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通

- 状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- (7) 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備にあたる。
- (8) 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
- ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - イ 交通規制
 - ウ 被災者の救出救助及び避難誘導
 - エ 行方不明者の捜索及び調査
 - オ 遺体の調査等及び検視
 - カ 公共の安全と秩序の維持
- (9) 震災が発生した場合、総力を挙げて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。

第3 消防活動体制

1. 震災署隊本部の設置

消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる体制を確保している。地震発災時には、これらの機能を強化し、震災消防活動体制を確立する。

2. 初動態勢

(1) 震災第一非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

(2) 震災第二非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

(3) 非常招集

ア 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。

イ 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

第4 消防団の活動体制

消防団は、発災初動期の地域防災の核として、分団受持区域内の住民と被災情報を共有するとともに、出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、消防署隊と連携し、及び地域住民と協働し、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止

第1部
第2部
第3部
担当表

第1部
第2部
第3部
担当表

震災対策編
本編
資料編
風水害対策編

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防団本部等に消防活動上必要な情報や被害の情報収集を行う。あわせて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部と被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内にある建物等の消火活動及び避難道路の確保は、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

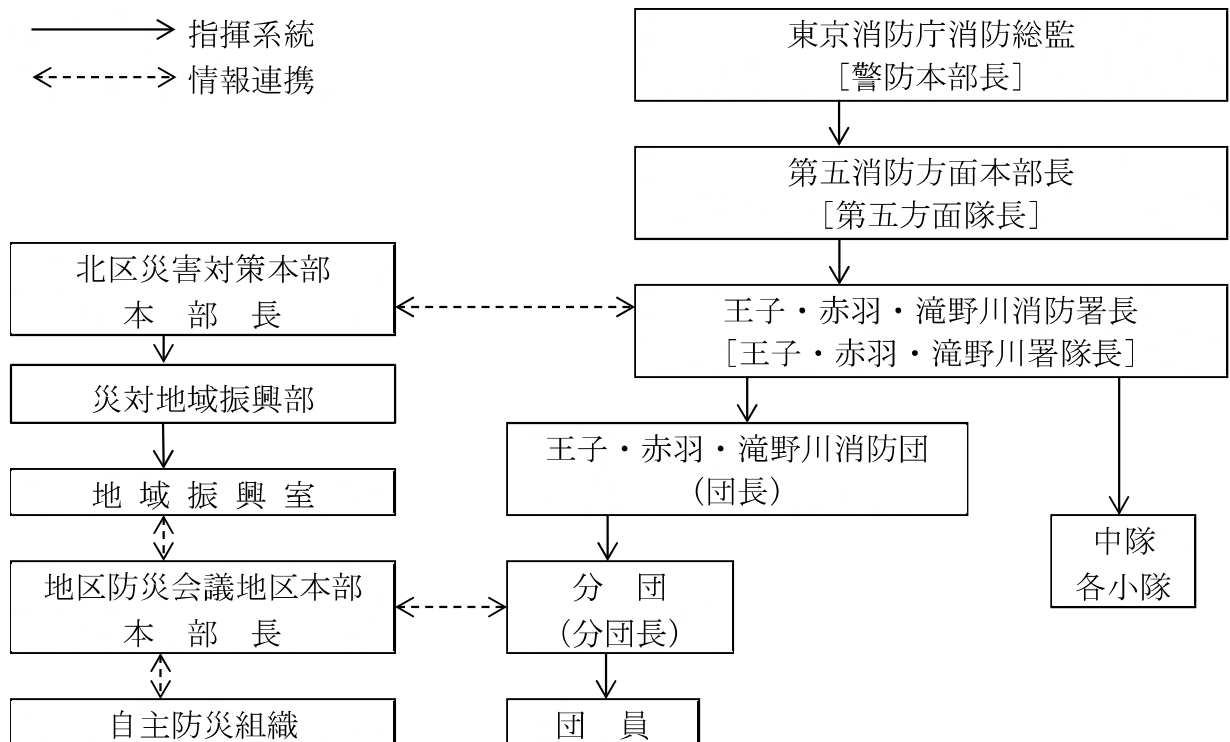
所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難の指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。



消防団 指揮系統図 (水防を含む。)

※ 消防団の現勢

【資料編 p資-8参照】

※ 分団本部所在地及び受持区域

【資料編 p資-9参照】

第5 首都高速道路㈱の活動体制

警戒宣言が発令された場合又は災害が発生した場合等にあつては、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容のものを選択し、速やかに役員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な措置を講じる。また、緊急点検等により収集された情報等に基づき、国、関係都県及び防災関係機関と連携し、対応及び情報共有等を実施する。

第6 都営交通の活動体制

1. 配備

- (1) 営業所長は、あらかじめ災害時の非常配備態勢に係る動員計画を作成するとともに、災害時の活動計画を定め、職員に示達する。
- (2) 営業所長は、非常配備態勢に基づき参集した職員に必要な業務を指示し、未参集の職員には状況確認を行うなど、時点の推移に応じた措置をする。

2. 乗務員の確保

- (1) 勤務時間中に災害の発生が予測されるときは、乗務員の一部を仮泊待機させる。
- (2) 徒歩通勤可能者には、あらかじめ災害時の対応について予告し、災害が発生したときは直ちに参集させる。

第7 東日本旅客鉄道㈱の活動体制

- (1) 東京30km圏で震度5弱以上の地震が発生した場合は、設備の安全確認やお客様の安全確保を最優先する。また、運転中止によるお客様等の混乱防止に対処するため、防災業務実施計画等あらかじめ定められたマニュアル等により、東京支社対策本部を設置し、被災状況等の情報収集にあたりるとともに、所要の社員を非常参集させる等により、必要な復旧作業及び救助活動等を実施する。
- (2) 東京30km圏に震度6弱以上の地震が発生した場合は、全社員を非常参集させ、人命救助を最優先に、全社を挙げて最大限の救助活動を行うとともに、救助活動完了後は、被災状況に応じて順次応急復旧等運転再開に向けての活動を展開する。

第8 その他の機関の活動体制

防災関係機関等は、あらかじめ災害時に行う業務を整理した上で、当該業務の遂行に必要な人員体制を計画する。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

2 消防・救助・救急及び警備活動

2-1 震災消防活動

担当	消防署／消防団
----	---------

第1 活動方針

大震災発生時には、家屋の倒壊等による人命損傷の危険はもとより、同時多発火災により極めて大きな人命への危険が予想されるので、区民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を呼びかけるとともに、消防団を含め消防機関の全機能を挙げて、延焼の拡大防止に当たり、地震災害から区民の生命と身体の安全を図る。

第2 活動内容

1. 活動の基本

- (1) 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動態勢を確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

2. 部隊の運用

- (1) 災害の規模等に応じて、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- (2) 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

3. 消防団の活動

- (1) 出火防止
発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- (2) 情報収集活動
ア 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
イ 自主防災組織からの情報が集約される地区本部と被害情報の交換を行う。
- (3) 消火活動
ア 分団受持区域内にある建物等の消火活動及び避難道路の確保を行う。
イ 消防団独自若しくは、消防署隊と協力して行う。
- (4) 消防署隊への応援
ア 多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。
イ 道路障害排除等の活動を行う。
- (5) 救出・救護
ア 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行う。
イ 負傷者に対する応急救護処置を行う。

- ウ 安全な場所への搬送を行う。
- (6) 避難場所の防護等
 - ア 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達する。
 - イ 関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第3 情報収集等

- (1) 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張り・情報活動隊による情報、参集職（団）員情報等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。
- (2) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達・管理を行う。
- (3) 防災機関に職員を派遣し、相互に知り得た災害情報の交換を行う。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
	第3部
資料編	担当表
	震災対策編 風水害対策編

2-2 救助・救急活動

担当	警察署／消防署／自衛隊
----	-------------

第1 活動方針

災害時には、火災、建物・ブロック塀の倒壊、看板・窓ガラス等の落下物、水害等による多数の救助・救急事象等が発生するため、防災関係機関と連携し、救助・救急活動の万全を期す。

第2 活動内容

機関名	活動内容
消防署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現行の消防力を最大限に活用し、消防活動を実施する。 (2) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 (3) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 (4) 区災対本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。 (5) 救助・救急活動は消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 (6) 救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (7) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (8) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、医療機関へ迅速に搬送する。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 (2) 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 (3) 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。 (4) 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 (5) 消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

機関名	活動内容
自衛隊	(1) 都の要請に基づき、警視庁、自主防災組織、ボランティア等と連携協力し、行方不明者等の救助・救出を行う。 (2) 主な活動は下記のとおり。 ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 避難者等の捜索援助 エ 人員及び物資の緊急搬送 オ 応急医療、救護及び防疫 など
区	(1) 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 (2) 区長が必要と認めるときは、区災対本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。 (3) 区に災害救助法が適用されたときは、区長（災対本部長）は、知事（都災対本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
担当表
震災対策編
本編
資料編
風水害対策編

2-3 警備

担当	警察署
----	-----

第1 警備方針

大震災が発生した場合は、迅速かつ適正な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期す。

第2 警備活動

大地震が発生した場合の警察の警備活動は、次のとおりである。

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
- (2) 被災者の救出及び避難・誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の調査等及び検視
- (5) 交通規制
- (6) 公共の安全と秩序の維持

3 応援協力・派遣要請

担当	(災対) 総務部 / (災対) 危機管理室
----	-----------------------

第1 計画方針

災害時は、各機関が応急対策活動を実施するが、人員等が不足するときは、他機関に協力を求め、活動の円滑化を図るものとする。各機関は、平常時から法令又はこの計画の定めるところに従って、防災関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第13章 人的・物的受援（応援の受け入れ）体制
【応急対策】（p震-382）参照

第2 東京都への応援要請

東京都への応援要請は、東京都災害時受援応援計画（東京都、平成30年1月策定）に基づき実施する。

1. 応急措置等の要請要領

区長は、知事に応援又は応援の斡旋を要請するに当たっては、都災対本部に対し、次にあげる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日改めて処理するものとする。

都総務局総合防災部防災対策課連絡先	
電話番号	5388-2455～9
無線電話番号	70213～70228
無線FAX番号	70011～4

(1) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用要請

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を申請する理由
- (エ) 適用を必要とする期間
- (オ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (カ) その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- (ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由
- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容を要する期間
- (オ) その他必要な事項

- | | |
|--|--------|
| | 第1部 |
| | 第2部 |
| | 第3部 |
| | 担当表 |
| | 第1部 |
| | 第2部 |
| | 第3部 |
| | 担当表 |
| | 風水害対策編 |
| | 本編 |
| | 第3部 |
| | 担当表 |
| | 震災対策編 |
| | 資料編 |
| | 風水害対策編 |
- ウ 都各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請
 - (ア) 災害状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - (イ) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
 - (ウ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、期間
 - (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - (オ) その他必要な事項
 - (2) 指定地方行政機関、他府県等からの応援のあつせんを都に求める場合等
 - ア 指定地方行政機関、他府県等からの応援のあつせんを求める場合
 - (ア) 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
 - (イ) 応援を希望する機関名
 - (ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
 - (エ) 応援を必要とする場所、期間
 - (オ) 応援を必要とする活動内容
 - (カ) その他必要な事項
 - イ 指定地方行政機関、他府県等からの職員派遣のあつせんを求める場合（災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17）
 - (ア) 派遣のあつせんを求める理由
 - (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他参考となるべき事項
 - ウ 日本放送協会又は民間放送への放送依頼のあつせんを求める場合
 - (ア) 放送要請の理由
 - (イ) 放送事項
 - (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
 - (エ) その他必要な事項

2. 派遣職員の処遇及び経費の負担

派遣職員の処遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条及び第92条並びに同施行令第17条から第19条までに定めるところによる。

第3 特別区への応援要請

- (1) 協定に基づき、被害の軽微な区が被害の大きい区に対し、物的・人的な支援を図る。
- (2) 災害時の区間支援における連絡調整機能を持った「特別区支援対策本部」を発災直後に立ち上げる。

第4 他自治体への応援要請

大災害時の応急・復興対策において、相互応援協定等を締結した自治体（山形県酒田市、群馬県中之条町、群馬県甘楽町、群馬県前橋市、埼玉県蓮田市）に要請を行う。
また、「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」に基づき、都及び他区市町

村に対しても応援要請を行う。

第5 自衛隊への派遣要請

1. 災害派遣要請の要求（災害対策基本法 第68条の2第1項）

災対本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

なお、この場合は、自衛隊法施行令第106条に準じて、下記の各事項を明確にし、要請を行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

災対本部長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

2. 自衛隊への災害状況の通知（災害対策基本法第68条の2第2項）

通信の途絶等により、都知事へ自衛隊派遣の要請を求めることができない場合には、その旨と区における災害の状況を自衛隊の部隊に通知する。この場合、区は、都知事との連絡が可能となり次第、速やかにその旨を都知事に通知しなければならない。

また、この場合において、通知を受けた部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

※ 自衛隊 部隊名称・住所（駐屯地名等）【資料編 p資-25参照】

3. 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消防活動	火災に関しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救護物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33(1958)年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
広報活動	人命財産の保護等に関わる情報、自衛隊及び防災関係機関の活動状況、都、区及び防災関係機関の告示事項等について広報活動を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては臨機に所要の措置をとる。

4. 派遣部隊の受入態勢

(1) 作業分担

自衛隊の災害派遣を要請した場合は、防災機関との効率的な作業分担に配慮する。

(2) 協力態勢

派遣部隊が到着した場合は、部隊の責任者と作業計画について協議調整の上、必要な措置をとる。

(3) 派遣部隊の活動拠点

派遣部隊の活動拠点は、「赤羽スポーツの森公園」を原則とする。ただし、不足等が生じた場合は、災害応急措置に必要な期間に限り、他の区立施設等を利用することができる。このとき、活動拠点の選定に当たっては、被災者の避難生活の状況等に配慮するものとする。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】

(4) ヘリコプター発着予定地点

ヘリポートは、(3)の活動拠点を利用し、不足する場合は都と協議する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として都及び区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、防災関係機関が協議して定める。

なお、これによりがたい場合、都は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊航空総隊司令官等と協定を締結する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

4 応急活動拠点の調整

担当	(災対) 危機管理室／都災対本部
----	------------------

1. 区の対応

- (1) 区は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都災対本部に報告する。
- (2) 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、都と調整を図り、使用に当たって、オープンスペースの利用要望を都に提出する。また、使用状況を定期的に都へ報告する。

2. 都の対応

- (1) 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都災対本部で総合的に調整する。
- (2) 都災対本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、現地機動班、都各局、区市町村、防災関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- (3) オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災対本部へ報告する。
- (4) 都災対本部は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- (5) 都災対本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
 - ア 離発着場の指定
 - イ 応急対策に使用する航空機の需給調

第6章 情報通信の確保

【基本方針】

被災状況などの災害関連情報は、防災関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

そこで本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災関係機関等の相互の通信、区民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。

予防対策		頁	
1	防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	震-210	
2	区民等への情報提供体制の整備	震-212	
3	区民相互の情報連絡等の環境整備	震-212	
応急対策		頁	
1	防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）	震-213	
2	緊急地震速報の利用	震-215	
3	防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）	3-1 基本方針 3-2 情報収集・伝達態勢の確立 3-3 区の被害調査要領 3-4 都への報告	震-216
4	広報態勢	震-225	
5	相談窓口態勢	震-230	
6	区民相互の情報連絡等	震-230	
本章の関係する関連計画・マニュアル			
—			

【予防対策】

1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

担当	危機管理室／都総務局
----	------------

第1 区の整備状況

1. 北区地域防災行政無線

(1) 移動系無線設備

- ア IP無線及びMCA無線から構成され、特定の個人又は集団との相互通信が可能であり、音声通信のほか、ショートメッセージ及び画像の送受等を行うことができる。
- イ 平常時は、一般の行政事務連絡での活用や定期通信訓練を実施し、取扱いの習熟を図る。
- ウ 警察署、消防署、医師会、鉄道事業者、区施設等に配備している。

(2) 同報系無線設備

- ア 拡声子局（屋外スピーカー）は、区内に110基整備（令和5(2023)年4月現在）している。
- イ 自主防災組織、区立小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、都立学校、区施設等に災害情報を表示するポケベル波式戸別受信機の配備を行っている。

第2 都の整備状況

1. 基本方針

- (1) 行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡体制を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。
- (2) 防災関係機関との情報連絡において、専用電話や衛星携帯電話、光ファイバー網による回線、災害時優先電話、業務用MCA無線等、重層的な情報連絡を行う。
- (3) 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。
- (4) 東京都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災関係機関及び建設事務所、東京都立病院機構、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。
- (5) 東京都防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。

2. 東京都災害情報システム（DIS）

災害時に防災関係機関等から収集した被害・措置情報等を都災対本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ表

記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。

クラウド技術の活用や区等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。

3. 画像伝送システム

区及び建設事務所等には画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で、現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

4. 地震被害判読システム

警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

第3 区における整備計画

区は、防災関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するために、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

1. 北区地域防災行政無線の充実

- (1) 無線従事者の養成に努める。
- (2) 移動系無線設備及び同報系無線設備についてもデジタル化を完了している。同報系無線設備については、マルチメディアへ同時配信できるよう機能拡充するとともに、拡声子局のハイブリッド化、音搬改善に努め、難聴地域の解消に努める。

2. 災害時特設電話等の活用

- (1) 東日本電信電話㈱及び各施設管理者と連携し、災害時特設電話、非常(緊急)電報及び移動系無線を活用することで、災害時における防災関係機関との連絡手段を確保する。
- (2) 区は、前記以外の連絡手段が必要と認めるときは、あらかじめ防災関係機関の責任者と協議し、定めておくものとする。なお、自衛隊との連絡は、連絡幹部(リエゾン)が携行してきた自衛隊の無線網を活用するものとし、区は庁舎屋上へのアンテナ設置など通信確保のための必要な協力を行う。

3. 新たな災害情報システム等の導入

- (1) 区は、災害時における情報共有の円滑化・正確化を図るため、新しい災害情報システムの導入による情報の一元管理について検討し、防災のDXを推進する。
- (2) 区は、物資調達、避難所管理、被害及び対応状況記録、人員管理その他の災害対応業務に係る報告、連絡及び記録方式について、デジタル化を推進し、電力復旧後における業務の効率化・正確化を図る。
- (3) 区は、避難所等において日本語以外による意思疎通の手段を確保するため、外国語通訳、手話通訳等を行うことが出来るタブレット端末及びサービスを導入する。

第1部	震災対策編	第1部
第2部		第2部
第3部		第3部
担当表	風水害対策編 本編	担当表
第1部		第1部
第2部		第2部
第3部	資料編	第3部
担当表		担当表
震災対策編	資料編	震災対策編
風水害対策編		風水害対策編

2 区民等への情報提供体制の整備

担当	政策経営部／危機管理室
----	-------------

1. 各種情報伝達手段の整備と活用

- (1) 区は、区民等に対して、次に掲げる手段を用いて、災害に関する情報を提供している。
 - ア 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）
 - イ ホームページ、X（旧twitter）、フェイスブック、メールマガジン（LINE連携）
 - ウ 防災気象情報メール、緊急速報メール（エリアメール）
 - エ 自動電話応答サービスの提供
防災無線で放送された内容を電話で再確認することができる自動応答サービスを提供している。TEL. 0120-061-724（フリーダイヤル）
- (2) 情報提供体制の強化を図るため、防災ポータルサイト、防災アプリ、デジタルサイネージ（電子掲示板）、公衆無線LANなど多様な媒体の活用を検討する。

2. CATV企業体との連携

平常時及び災害時に防災情報を提供するため、CATV企業体と協定による連携体制を構築する。

3. アマチュア無線の活用

アマチュア無線家の自発的な協力によって、通信網を構築する。

4. 臨時災害FM放送局システムの運用

災害時に防災情報を提供するため、必要により臨時災害FM放送局システムを77.1MHzにて運用する。

5. 民間企業（LINEヤフー株式会社）との協定による連携

- (1) 区内で災害が発生した際、北区公式ホームページへのアクセス集中によるサーバーダウンを防ぐため、民間企業と連携し、インターネット上にキャッシュサイトを構築する。
- (2) ヤフー防災速報アプリ（スマートフォン対応）による情報を広く区民等へ提供する。
- (3) 区内の避難所等の防災情報を民間企業に提供し、平常時からインターネット上に掲載するなどして、一般に広く周知する。

3 区民相互の情報連絡等の環境整備

担当	政策経営部／危機管理室
----	-------------

- (1) 区民は日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう努める。
- (2) ソーシャルネットワークサービスなど、民間の通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。
- (3) 通信事業者と連携し、広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- (4) 鉄道事業者と連携し、駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を検討する。

【応急対策】

1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部 / 警察署 / 消防署 / 都総務局 / 都各局出先機関 / 東日本電信電話㈱
----	---

第1 一般的な災害原因に関する情報の通報

都又は防災関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する。

第2 津波の予警報の伝達

都、警察署又は東日本電信電話㈱からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警察機関、消防機関、都災対本部等の協力を得て、住民に周知する。

第3 防災関係機関の警報及び注意報などの発表・伝達

機関名	内容
都総務局	(1) 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区及びその他の防災関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区、防災関係機関等に通報する。 (2) 津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区に通知する。
都各局出先機関	都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の防災関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。
警察署	警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。
消防署	(1) 津波等の通報及び伝達 地震による津波等発生に関する一斉通報を受けたときは区民に周知する。 (2) 水防に関する通報及び伝達 地震に起因する水防に関する情報を得たときは、直ちに区民に周知する。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

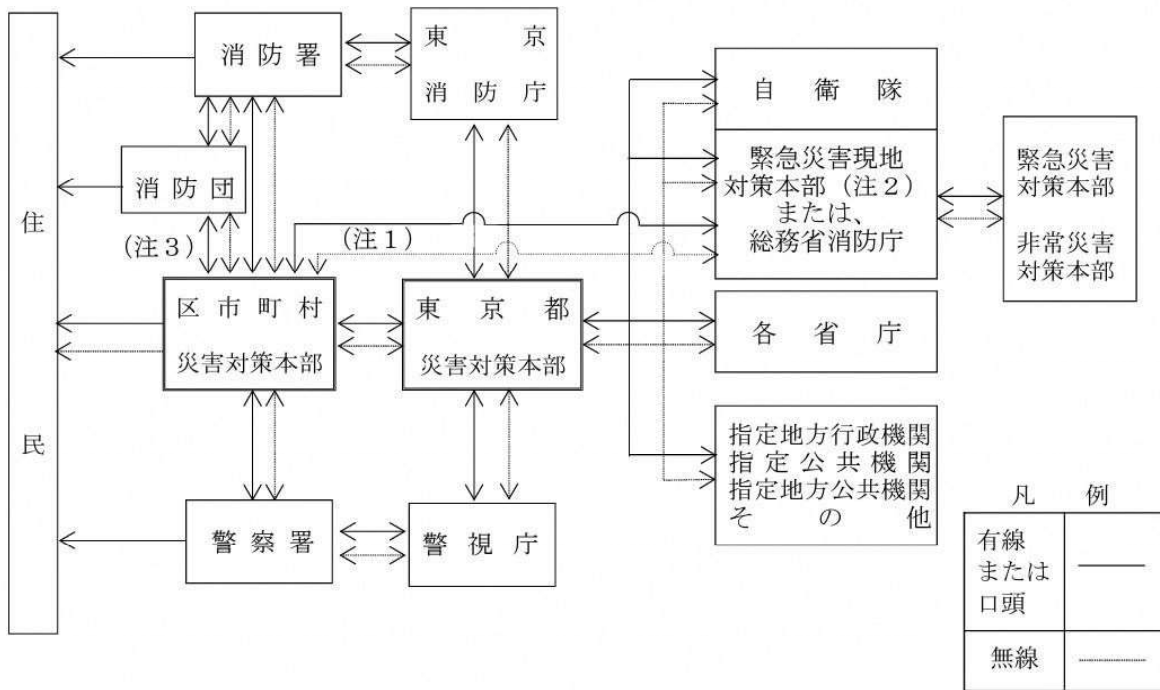
震災対策編

資料編

風水害対策編

第6章 情報通信の確保
【応急対策】

機関名	内容
東日本電信 電話(株)	<p>(1) 警報の伝達</p> <p>ア 気象業務法に基づいて気象庁からさいたまメディアウェーブに伝達された各種警報を、区及び防災関係機関に通報する。</p> <p>イ 津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより区に通報する。</p> <p>ウ 津波警報の伝達は、FAXにより防災関係機関に通報する。</p> <p>(2) 警報の取扱い順位等</p> <p>警報は、全ての通信に優先して取扱い、警報のうち、津波警報は、他の警報に優先して取扱う。津波警報（「津波警報解除」を除く。）は15分、その他の警報は30分以内に通報する。なお、警報の伝達料金は、無料とする。</p>



- 注1 災害の状況により都本部に報告できない場合
 注2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合
 注3 市町村消防団の場合

情報通信連絡体制

第4 都災対本部等への連絡

- (1) 区は、都災対本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害の状況により都災対本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- (3) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (4) 災害原因に関する重要な情報について、都又は防災関係機関から通報を受けたと

き、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般区民等に周知する。

- (5) 津波の注意報及び警報について、都又は東日本電信電話(株)からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、住民に周知する。

第5 各放送機関との連携

- (1) 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。報道機関への情報提供は、東京都DIS（Lアラート）によるものを基本とする。
- (2) 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
- (3) 実施機関
東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関
- (4) 伝達する情報
ア 高齢者等避難
イ 避難指示
ウ 警戒区域の設定

2 緊急地震速報の利用

担当	(災対) 各部
----	---------

第1 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生をすばやく検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、地震の到来を周知することを目指した情報である。

震度5弱以上や長周期地震動階級3以上の大きな揺れが予測された場合に発表される。

第2 情報の利用

- (1) 区は、気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、地震発生時における対応力を高める。
- (2) 区は、区民や事業者の緊急地震速報に対する理解を深めるために、広報・周知を行う。
- (3) 区は、テレビ・ラジオ、防災行政無線、施設の館内放送等、一般的な情報収集方法等について区民に周知する。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

対応の例

家庭、職場、学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。あわてて外に飛び出さない。 ・ 大規模施設においては、施設の係員の指示に従う。落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない。
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀の倒壊やガラスの落下等に注意して、建物から離れる。
自動車運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・ あわててブレーキをかけない。ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止する。
鉄道やバスなどに乗車中	<ul style="list-style-type: none"> ・ つり革や手すりにしっかりつかまる。
エレベーターに乗車中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。

3 防災関係機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)

3-1 基本方針

担当	(災対) 各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
----	-------------------------------------

災害時に的確な応急活動を迅速に展開するためには、正確な情報を迅速に把握し、区及び防災関係機関の相互連絡を円滑に行うとともに、正確な情報を伝達することが必要である。

第1 速やかな情報の収集・伝達

区災対本部及び各防災関係機関は、入手可能な情報の速やかな収集を図り、区内出先施設、都及び他の防災関係機関との相互連絡を密にし、他の機関に収集した情報を伝達する。

第2 北区地域防災行政無線(移動系)等の活用

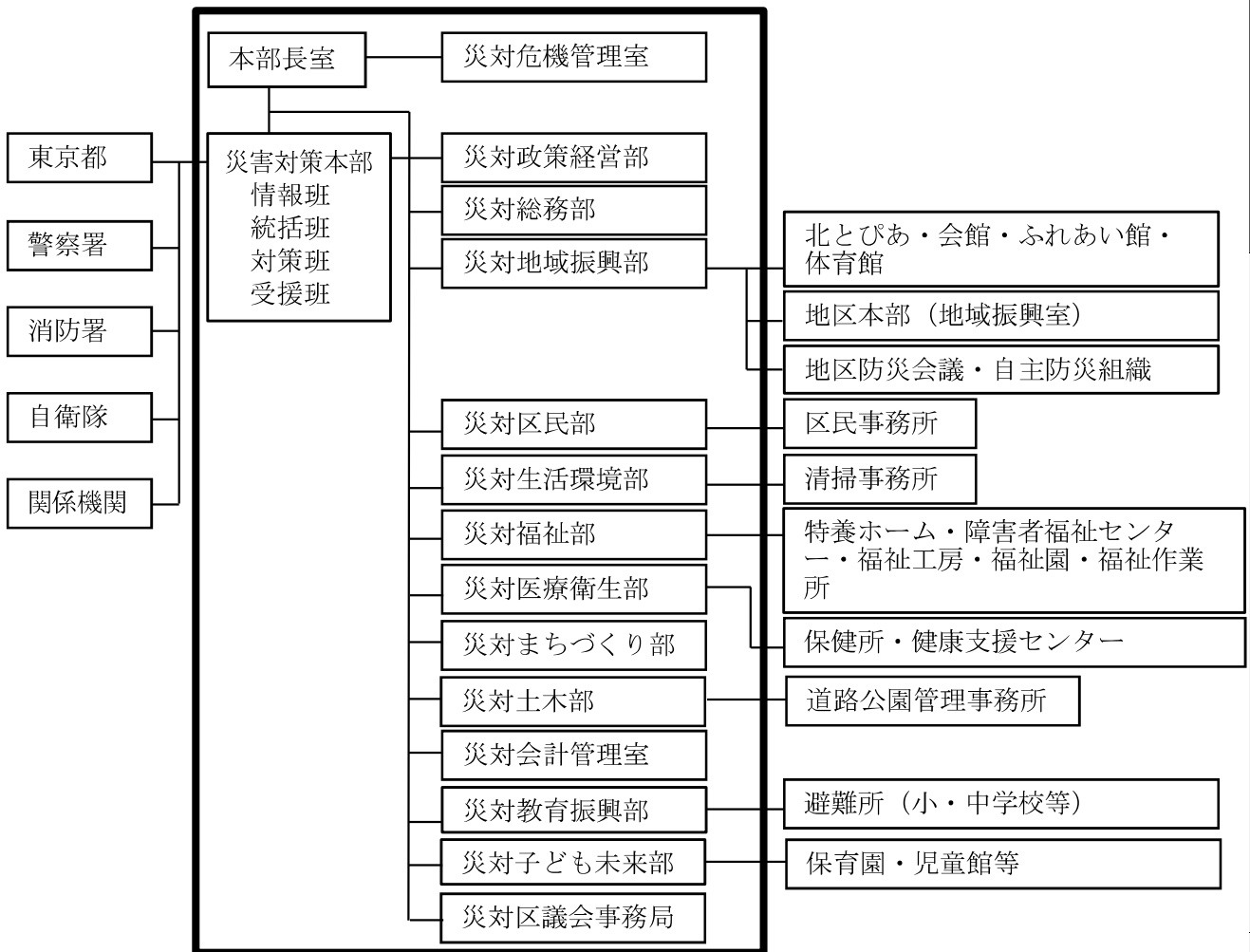
災害時には、電話の途絶や輻輳が予想されるため、使用可能な回線を最大限活用するとともに、地域防災行政無線(移動系)等の積極的な運用を図る。

3-2 情報収集・伝達体制の確立

担当 (災対) 各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関

区災対本部における連絡系統は、下図のとおりである。なお、夜間・休日において、区災対本部の態勢が整うまでの情報収集・伝達は、北区防災センターの警戒待機者及び指定参集職員等が行う。

【都・防災関係機関】 【区本庁舎】



情報収集・伝達体制

第1 区災対本部と防災関係機関との間の情報伝達体制

本庁舎3階に設置される情報連絡室、情報収集員席で、情報班が中心となり、都及び防災関係機関との通信連絡、一般通報の受理等を行う。

第2 連絡責任者の配置

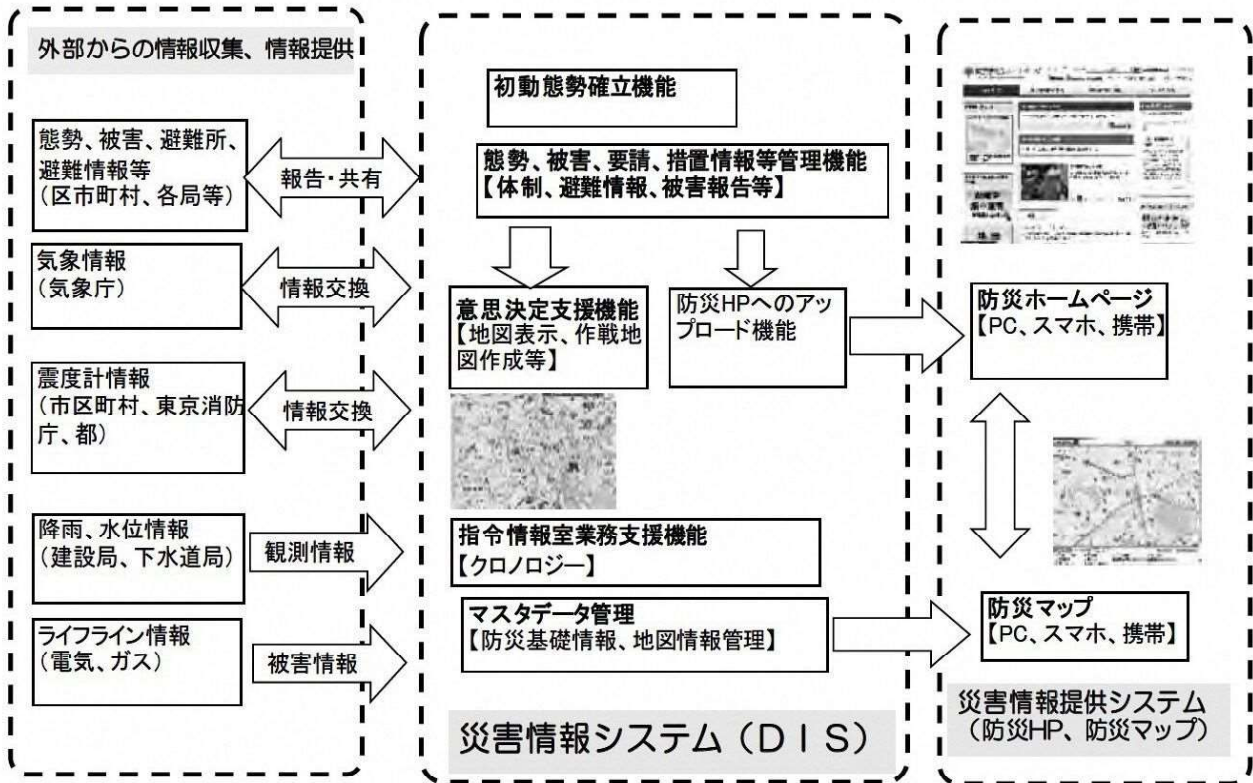
情報の重複、錯誤等を避けるため、区、都関係機関及び防災関係機関に情報受発の総括者として、あらかじめ連絡責任者を指定する。

第3 連絡員の派遣

区災対本部又は各防災関係機関は、必要があると認めるときは、本部長室に連絡員の派遣を要請し、又は派遣する。

第4 防災関係機関の情報連絡体制

機関名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各出先施設との連絡は、原則その施設を管轄する災対部が担当する。 (2) 各施設の職員等は、有線通信及び無線通信を最大限活用し、情報の収集を行うとともに、取得した情報を区災対本部へ報告する。 (3) 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告する。
都各局	<p>東京都防災行政無線、都各部局保有の無線、有線電気通信設備、非常無線通信等、各通信連絡手段を活用し、各防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 所在区市町村別の被害状況等を調査する。 (2) 国（総務省消防庁）への報告と他防災関係機関への通報を行う。 (3) 被害状況等の取りまとめを行う。 (4) 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡を行う。 (5) 重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡を行う。
警視庁	<p>警察無線、警察電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都への通報、関係機関との情報交換を行う。 (2) 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等を収集する。 (3) 地震被害判読システム等により災害情報を収集する。
東京消防庁	<p>消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、消防署、消防団及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震被害予測システム等により被害予測を行う。 (2) 高所カメラ、早期災害情報システム等により災害情報を収集する。 (3) 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、防災関係機関との情報交換を行う。
その他の機関	<p>それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。</p>



東京都災害情報システム (DIS) の場合

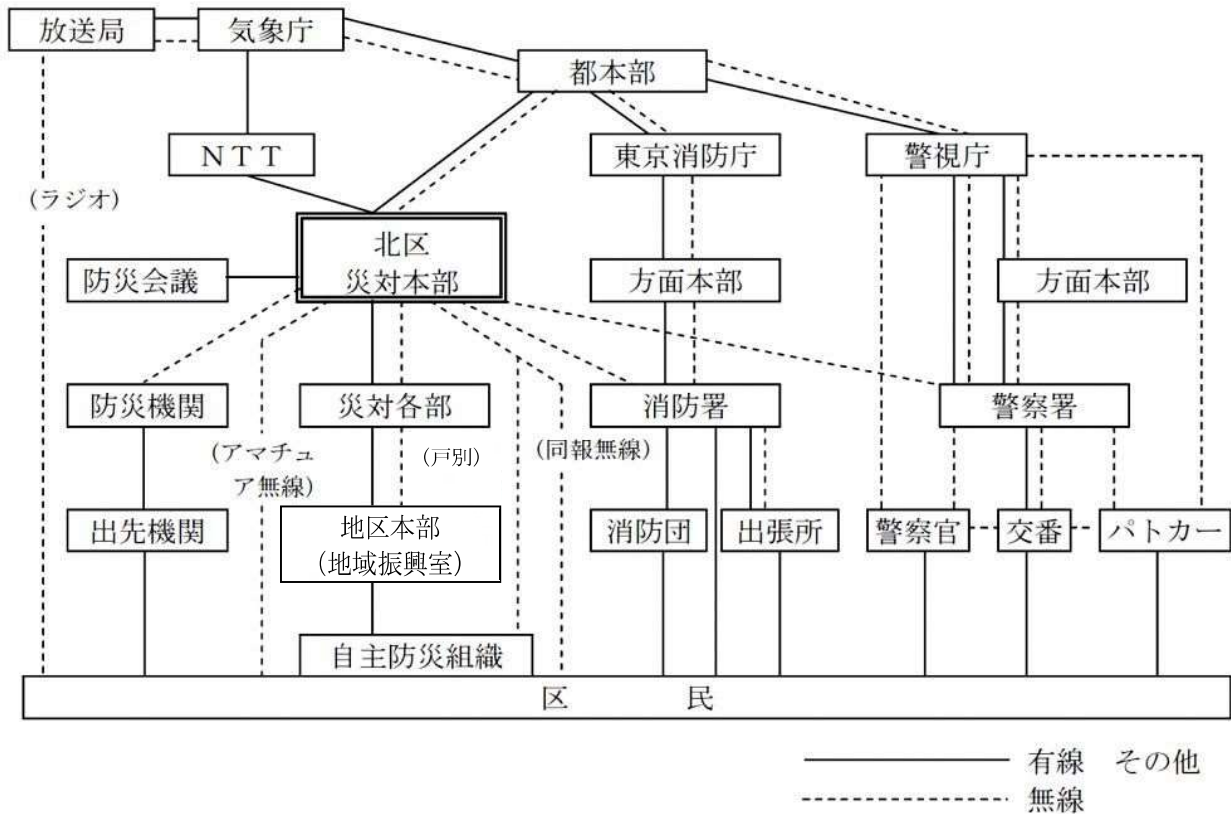
(災害情報システム (DIS) / 災害情報提供システム (防災ホームページ・防災マップ) 関連図)

※ 北区防災無線システムの全体像【資料編 p資-26参照】

第1部	震災対策編	第1部
第2部		担当表
第3部		第1部
第2部	風水害対策編	第2部
第3部		担当表
資料編		震災対策編
		風水害対策編

第5 都への情報連絡

通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、FAX、データ端末及び画像端末を使用して行う。なお、通信網の多ルート化を進めるため、防災無線に加え、各種最新の通信手段の活用も図る。



通信連絡系統図

3-3 区の被害調査要領

担当	(災対) 各部
----	---------

第1 被害調査体制

1. 区災対本部・災対各部

- (1) 災対各部は、分掌事務に関する被害状況について、調査班を組織し現地調査を実施するとともに、所管する施設からの報告を基に、定められた様式に従って被害情報を取りまとめる。
- (2) 区災対本部は、派遣職員（リエゾン）や無線等を通じて、警察、消防、ライフライン関係機関等の防災関係機関から情報を収集する。

2. 地区本部

- (1) 各地区本部は、管轄する区域の被害状況について、自主防災組織からの連絡員による報告等から定められた様式に従って被害情報を取りまとめる。
- (2) 消防団の各分団と連携し、被害情報を共有する。
- (3) 調査結果は、速やかに災対地域振興部を通じて区災対本部に報告する。

第2 調査事項

・災害原因	・災害地住民の動向及び要望事項
・被害状況	・現地活動の障害事項
・応急措置状況	・その他必要な事項

第3 調査班の活動内容

調査班は、本部長の命により出動し、現地の状況を調査する。現地調査に当たっては、通信機材の有効適切な活用を図り、災対各部を通じて調査結果を区災対本部に報告する。なお、調査の際、調査事項以外でも重要な情報を得たときは、直ちに報告するものとする。

※ 被害の認定基準【資料編 p資-27参照】

第4 被害状況等の報告及び伝達

1. 本部長室への報告

災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部長室に報告する。

(1) 報告の種類

区分	状況	内容
速報 (発生報告)	被害状況	被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害対策の実施の都度、報告する。
中間報告	被害状況	災害発生後被害状況が確定するまで所掌事項について、所定の報告様式を取りまとめ、翌日報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日、前日の分について取りまとめ報告する。
決定報告	被害状況	被害状況が確定したときは、電話又は口頭により報告し、後日文書により報告する。
	措置状況	災害応急対策活動が完了した後、速やかに文章により取りまとめて報告する。

第6章 情報通信の確保
【応急対策】

(2) 報告事項及び報告主管部一覧表

報告事項		報告主管部
発 災 直 後	各地区別被害状況	自主防災組織→地区本部→災対地域振興部
	職員動員数	災対各部→災対総務部（職員課）
	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	避難者収容状況	避難所→災対教育振興部
	主要道路・橋りょう・河川・公園等被害状況及び障害物除去状況	災対土木部（道路公園課）
	医療・救護状況	災対医療衛生部（保健所・健康支援センター）
	物資需給状況	避難所等→災対教育振興部
	防災関係機関活動状況	防災関係機関→災対本部情報班
人的被害状況	警察署・消防署→災対本部情報班	
発 災 後 数 日 以 降	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	公共的建築物（区有施設を除く。）被害状況	災対まちづくり部・災対土木部・防災関係機関
	主要道路・橋りょう等被害状況及び障害物除去状況	災対土木部（道路公園課）
	文教施設（区有施設を除く。）被害状況	各施設→区災対本部情報班
	住家等被害状況	災対まちづくり部（都市計画課）
	河川・公園被害状況	災対土木部（道路公園課）
	がけ・擁壁等被害状況	災対まちづくり部（建築課） 災対土木部（道路公園課）
	医療機関被害状況	災対医療衛生部
	商工被害状況	災対地域振興部
	防災関係機関活動状況・鉄道不通状況	防災関係機関→区災対本部情報班
人的被害状況	警察署・消防署→区災対本部情報班	

2. 地区本部への伝達

区災対本部が集約した情報は、災対地域振興部を通じて、各地区本部及び自主防災組織（地区防災会議）の代表者に伝達する。

3. 各機関の情報収集・伝達体制

機関名	内容
都各局	(1) 都各局は、所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項）を都総務局に報告する。 (2) 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。
警察署	主な収集事項は次のとおりとする。 (1) 家屋の倒壊状況 (5) 火災の拡大状況 (2) 死者・負傷者等の状況 (6) 堤防・護岸等の破損状況 (3) 住民の避難状況 (7) 電気・水道・ガス・通信施設状況 (4) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 (8) その他
消防署	(1) 被害状況及び消防活動状況の早期収集 災害発生後、各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、情報を収集し防災関係機関との相互の情報交換を図る。 ア 119番通報、加入電話及び駆付による被害状況の把握 イ 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した、被害状況の予測 ウ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 エ 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 ア 火災発生状況及び消防活動状況 イ 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ウ 避難道路及び橋りょうの被災状況 エ 避難の必要の有無及び状況 オ 救急告示医療機関等の診療状況 カ その他消防活動上必要ある状況
国土交通省 荒川下流 河川事務所	河川の被害状況を把握するため、巡視を行う。また、CCTV等による情報収集にも努め、必要に応じ関係各機関に速やかに連絡する。
その他の 防災関係 機関	(1) 各防災関係機関は、所管施設に関する情報を、所定の方法により、本社等に報告する。 (2) 各防災関係機関は、区の被害、実施済みの措置、実施予定の措置その他必要事項について、都に報告する。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
本編	第3部
	担当表
	震災対策編
資料編	風水害対策編

3-4 都への報告

担当	(災対) 危機管理室
----	------------

区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により都に報告する。なお、報告様式等は、「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官）の定めるところによる。

なお、家屋の倒壊、火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況報告が東京都に対してできない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

第1 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害状況（被害の程度は、認定基準とする救助の種類に基づき認定する。）
- (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

第2 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。

第3 報告の種類、期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告
			被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策が終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		翌年度4月20日	被害数値報告

第4 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告は、第2部 第12章【予防対策】6 災害救助法等（p震-358）、及び【応急対策】7 災害救助法等の適用（p震-365）に定めるところによる。

4 広報体制

担当	(災対) 政策経営部 / (災対) 危機管理室 / 警視庁 / 警察署 / 東京消防庁 / 消防署 / 都水道局 / 都下水道局 / 東日本旅客鉄道(株) / 東京地下鉄(株) / 東日本電信電話(株) / 東京電力パワーグリッド(株) / 東京ガス(株) / 首都高速道路(株)
----	--

第1 基本方針

区及び防災関係機関は、災害時に区民が混乱することなく適切な判断による行動がとれるように、一体となって正確な情報を速やかに伝達することに努める。

第2 区からの広報体制

区内及び区の所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署その他現地機関と連携して、必要な広報活動を実施する。報道機関等の取材に対する広報窓口は、電話取材も含めて一本化した対応を図る。

1. 広報車による広報

- (1) 避難指示等、誘導等に関する事項
- (2) 災害状況に関する事項
- (3) 食料・物資の配給状況
- (4) 救護・衛生に関する状況
- (5) ごみ処理・災害廃棄物処理に関する事項
- (6) その他必要に応じて適切な事項

2. 同報系無線による広報

区は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、同報系無線を活用し、拡声子局（屋外スピーカー）及びポケベル波式戸別受信機等によって区民等に対する広報活動を行う。

※ 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報【資料編 p資-29参照】

3. インターネット等による広報

- (1) 区は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、ホームページ、防災気象情報メール、緊急速報メール等を活用し、区民等に対する広報活動を行う。
- (2) CATV等との連携を図り、区民等に対する広報活動を行う。
- (3) X（旧twitter）、フェイスブックなどの民間広報媒体を活用する。

4. 防災関係機関への広報

区は、被害状況や避難者情報、応急活動状況について、防災行政無線を利用して各防災関係機関へ共有するとともに、当該機関を通じて現場への広報を実施する。

5. その他の広報手段

- (1) 「災害対策本部ニュース（仮称）」を発行し、区施設、駅、店頭等で配布する等、多様な手段で広報を行う。
- (2) ホームページを利用して「災害対策本部ニュース（仮称）」などを公開し、広域的な情報提供に努める。

6. 避難指示等の情報伝達

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第6章 情報通信の確保

【応急対策】

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しＬアラートを活用したマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

ア 高齢者等避難

イ 避難指示

ウ 警戒区域の設定

7. 要配慮者への情報提供

区は、多様な広報手段を活用するとともに、民生児童委員など地域の人材と連携を図ることで、要配慮者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

第3 防災関係機関による広報

機関名	広報内容等
警視庁	1. 広報内容 (1) 避難を必要とする情報 ア 火災の発生及び延焼状況 イ 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ ウ 津波のおそれ エ がけ（山）崩れのおそれ オ その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ (2) 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 ア 余震、津波等の気象庁の情報 イ 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ウ ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し エ 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し オ 交通機関の被害状況及び復旧の見通し カ 交通規制の実施状況及び渋滞情報 キ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 ク その他混乱防止等を図るための情報 (3) デマ・流言打ち消し情報 2. 広報手段 ア トランジスターメガホン イ 交番（駐在所）備付けマイク ウ パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー エ ヘリコプター、警備艇 オ 交通情報板、光ビーコン、ラジオ カ ホームページ等

機関名	広報内容等
消防署	<p>1. 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「地震その時10のポイント」等の周知 イ 火災、水災に関する情報 ウ 東京版救急受診ガイド及び救急告示医療機関等の診療情報 エ 出火防止、初期消火の呼びかけ オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ カ 避難指示に関する情報 キ その他区民が必要としている情報 <p>2. 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 消防車両等の拡声装置等 イ 消防署、消防団の掲示板への掲示 ウ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 エ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
東日本旅客鉄道(株)	<p>1. 広報内容</p> <p>災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等により行う。</p> <p>2. 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で区民への情報提供に努める。 (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。
東京地下鉄(株)	<p>1. 広報内容</p> <p>駅においては被災状況、列車の不通線区や開通見込みを列車内においては乗り換え線の情報提供等を行う。</p> <p>2. 広報手段</p> <p>駅利用者に対しては掲示や構内放送等で、駅利用者以外にはテレビ・ラジオ・ホームページ等にて情報提供を行う。</p>
東日本電信電話(株)	<p>1. 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 (2) 以下の措置等を行ったときは、広報を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 公衆電話の無料化 イ 災害時用公衆電話の開設 ウ 避難所Wi-Fi等の開設 エ 料金減免 <p>2. 広報手段</p> <p>公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力による。</p>

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
本編	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

機関名	広報内容等
東京電力 パワーグ リッド(株)	<p>1. 広報内容</p> <p>(1) 電気による二次災害等を防止するための方法</p> <p>(2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報</p> <p>(3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報</p> <p>2. 広報手段</p> <p>(1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ、SNS等を通じた広報</p> <p>(2) 広報車等による直接当該地域への周知</p>
東京ガス (株)	<p>1. 広報内容</p> <p>(1) ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し</p> <p>(2) マイコンメーター復帰方法</p> <p>(3) ガス機器の使用上の注意事項</p> <p>2. 広報手段</p> <p>(1) ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。</p> <p>(2) NHK及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。</p>

機関名	広報内容等
都水道局	<p>1. 広報内容</p> <p>(1) 地震発生直後の広報 ア 水道施設の稼働状況 イ 浄水場・給水所の状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他区民への協力要請等</p> <p>(2) 応急対策開始後の広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水実施状況 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請</p> <p>(3) 応急対策の進ちよくに伴う広報 ア 水道施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請</p> <p>2. 広報手段</p> <p>(1) 広域的広報は、給水対策本部広報担当が都災対本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する他、ホームページ・SNSを活用して行う。</p> <p>(2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。</p>
都下水道局	<p>区・防災関係機関と連携を密にして、下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等について住民に広報する。</p>
日本郵便 (株)	<p>1. 広報内容</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分</p> <p>2. 広報手段</p> <p>ア 郵便局窓口や局前等に掲出 イ 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。</p>

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

機関名	広報内容等
首都高速道路(株)	<p>1. 広報内容 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等</p> <p>2. 広報手段 ラジオ等各種メディア、首都高ホームページ、各種道路情報提供設備（標識・情報板・料金所看板等）</p>

5 相談窓口体制

担当	(災対) 各部／警察署／消防署
----	-----------------

第1 区の対応

区は、区内3か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）の生活相談総合窓口をはじめとする相談所を適宜開設するとともに、巡回相談・出前型相談を実施し、区民等の相談対応にあたる。また、広聴内容を防災関係機関に連絡する。

第2 警察署の対応

警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

第3 消防署の対応

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

6 区民相互の情報連絡等

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室
----	-----------------------

- (1) 区は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
- (2) 区は、通信事業者と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。
- (3) 区は、報道機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、区民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- (4) 区民等は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第7章 医療救護・保健等対策

【基本方針】

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

そこで本章では、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資機材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の基盤整備、遺体の火葬について示す。

予防対策		頁
1 初動医療体制等の整備	1-1 情報連絡体制等の確保	震-232
	1-2 医療救護活動等の確保	
	1-3 負傷者等の搬送体制の確保	
	1-4 防疫体制の整備	
	1-5 在宅難病患者への対応	
2 医薬品・医療資機材の確保	震-239	
3 医療施設の基盤整備	震-240	
4 遺体の取扱いに関する体制整備	震-242	
応急対策		頁
1 初動医療体制等	1-1 医療情報の収集伝達体制	震-245
	1-2 初動期の医療救護活動	
	1-3 負傷者等の搬送体制	
	1-4 保健衛生体制	
2 医薬品・医療資機材の供給	震-255	
3 医療施設の確保	震-256	
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	震-257	
復旧対策		頁
1 防疫体制の確立	震-264	
2 火葬	震-267	
本章の関係する関連計画・マニュアル		
—		

第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
担当表
震災対策編
風水害対策編
本編
資料編
風水害対策編

【予防対策】

1 初動医療体制等の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

担当	北区保健所／健康部／都保健医療局／東京都立病院機構／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
----	---

第1 都全域及び各二次保健医療圏における情報連絡体制の構築

- (1) 都は、東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターが、都全域や二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、区や防災関係機関等と連携し、情報連絡体制を構築する。
- (2) 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。
- (3) 都は、二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施する。

第2 区における情報連絡体制の構築

- (1) 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「北区災害医療コーディネーター」を委嘱又は任命している。
- (2) 区は、地域の災害医療が円滑に進むように、北区災害医療コーディネーター等に協力して薬事に関する調整を行う「北区災害薬事コーディネーター」を委嘱している。
- (3) 北区災害医療コーディネーターがその機能を発揮するためには、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握することが重要である。そのため、区は、緊急医療救護所となっている医療機関等に北区地域防災行政無線(移動系)を配備するとともに、更なる情報連絡体制を構築する。

災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対し医学的な助言を行う、都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するため、都が指定する医師
北区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区に対し医学的助言を行う、区が指定する医師
北区災害薬事コーディネーター	薬事の観点から北区災害医療コーディネーターをサポートし、医療救護活動を円滑に行うため、区が指定する薬剤師

災害時小児周産期リエゾン

名称	説明
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

医療対策拠点等

名称	説明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の防災関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平常時・発災時に開催する会議

※上記のほか、区は、平成24(2012)年度より災害医療運営連絡会を定期的に開催し、災害医療に関する方策を検討している。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編 本編	第1部
	第2部
	第3部
資料編	担当表
	風水害対策編

1-2 医療救護活動等の確保

担当	北区保健所／健康部／消防署（東京消防庁）／都保健医療局／東京都立病院機構／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
----	--

第1 東京DMATとの連携

- (1) 都は、東京DMATを擁する東京DMAT指定病院25病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
- (2) 東京消防庁は、東京DMAT連携隊を編成し、東京DMATと一体的に活動することを原則とし、平常時からの連携訓練・情報共有等を図る。
- (3) 区は、災害時の被害状況等に応じて迅速な対応支援ができるよう、日頃から防災関係機関との連携に努める。

※ 東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）

東京DMATとは、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームのことをいう。チーム編成は原則として医師1名、看護師等2名の計3名を基準とする。ただし、必要に応じて業務調整員を含めることができる。

第2 東京DPATとの連携

- (1) 都は、東京DPAT隊員の養成を行う。
- (2) 区は、災害時の被害状況等に応じて迅速な対応支援ができるよう、日頃から防災関係機関との連携に努める。

※ 東京DPAT（東京Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット）

東京DPATとは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。チーム編成は精神科医師、看護師、業務調整員等を含めた4名を標準とする。

第3 医療救護班等の確保

- (1) 災害時の速やかな医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成に向けて、北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会及び北区薬剤師会等との間に締結した「東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書」等を基に、協定内容の実効性を高めるため、災害時の対応について平常時より協議を進める。

- (2) 区は、発災後速やかに、緊急医療救護所及び避難所医療救護所の医療救護活動や、在宅療養者の医療を支援する「医療救護活動拠点」を北区保健所等に設置する。区災害医療コーディネーターを中心として活動し、地域医療情報の集約、連絡調整、医薬品等の中継、応援医師やDMATの活動の拠点として活用する。
- (3) 区は、発災後速やかに、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う「緊急医療救護所」の設置場所を、災害拠点病院等との間に締結した「緊急医療救護所の設置に関する協定書」等に基づき災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、確保する。
- (4) 区は、急性期以降に、地域医療が回復するまでの間の医療機能を確保し、軽症者（慢性疾患等を含む。）への対応や避難者の健康相談等に対応するための「避難所医療救護所」の設置場所を、学校避難所に確保する。
- (5) 区は、災害時に妊婦への適切な対応を行うため、東京都助産師会北地区分会等と連携し、妊婦救護所を設置する。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難所生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動（主な医療救護活動）

全体概要	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1か月程度まで	3か月程度まで	3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動		区市町村中心の救護活動			
① 区市町村		緊急医療救護所の設置・運営				
区市町村災害医療コーディネーター		地区医療救護班・歯科医療救護班・養護班等の派遣				
		避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置				
	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
② 都	東京DMATの活動					
東京都災害医療コーディネーター		都医療救護班・歯科医療救護班・養護班等の派遣				
地域災害医療コーディネーター		主に日本DMATによる支援活動		主に北海道等の医療救護班による支援活動		
③ 災害拠点病院		主に重症者の収容・治療	東京DPAT（他県DPAT）の派遣			
④ 災害拠点連携病院		主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院					平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑥ 診療所等		診療継続または区市町村の定める医療救護			平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

医療救護所等の区分

名称	説明
緊急医療救護所	発災後速やかに、区が災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置・運営する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。急性期以降、近接病院等の状況から閉鎖を判断する。
避難所医療救護所	概ね急性期以降に、区が学校避難所等に設置・運営する救護所で、地域医療が復旧するまでの間の医療機能を確保し、軽症者（慢性疾患等を含む。）への対応や避難者の健康相談等を実施する。地域の医療機能や避難所の状況から、巡回による活動の実施や閉鎖を判断する。
医療救護活動拠点	緊急医療救護所及び避難所医療救護所の医療救護活動や、在宅療養者の医療を支援する場所として設置する拠点で、地域医療情報の集約、連絡調整、医薬品等の中継、応援医師やDMATの活動の拠点として活用する。

医療救護所等一覧

分類	組織・施設	所在地	備考
緊急医療救護所	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	医療機関
	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6	
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11	
	赤羽中央総合病院	北区志茂1-19-14	
	王子生協病院	北区豊島3-4-15	
避難所医療救護所	西浮間小学校	北区浮間2-7-1	学校避難所
	赤羽岩淵中学校	北区赤羽2-6-18	
	桐ヶ丘中学校	北区桐ヶ丘2-6-11	
	明桜中学校	北区王子6-3-23	
	十条富士見中学校	北区十条台1-9-33	
	滝野川第五小学校	北区昭和町3-3-12	
	飛鳥中学校	北区西ヶ原3-5-12	
医療救護活動拠点	北区保健所	北区東十条2-7-3	区施設
	王子健康支援センター	北区東十条2-7-3	
	赤羽健康支援センター	北区赤羽南1-13-1	
	滝野川健康支援センター	北区西ヶ原1-19-12	

第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
担当表
震災対策編
資料編
風水害対策編
風水害対策編

第4 医療機関等の機能維持に向けた取組み

- (1) 都は、医療機関等が事業継続計画（BCP）を策定できるように、支援する。
- (2) 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ事業継続計画（BCP）を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

1-3 負傷者等の搬送体制の確保

担当	地域振興部／北区保健所／健康部／都総務局／都保健医療局／都港湾局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
----	--

- (1) 搬送は、原則として被災現場から緊急医療救護所及び避難所医療救護所（以下「医療救護所等」という。）までは自主防災組織が対応し、医療救護所等から災害拠点病院などの医療機関までは都及び区が対応する。
- (2) 区は、都、国、防災関係機関等と協議の上、自衛隊、警察災害派遣部隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースをあらかじめ確保する。
- (3) 都及び区は、車両や船舶等を保有する防災関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。
- (4) 国及び都は、災害拠点病院等への傷病者数を踏まえ、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）を確保・運営するなどして、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）から非被災自治体医療施設への円滑な重症者等の搬送体制の確保に努める。

1-4 防疫体制の整備

担当	北区保健所／健康部／都保健医療局／東京都獣医師会北支部
----	-----------------------------

第1 防疫用資機材の備蓄等

- (1) 初期防疫活動は、保健所等の現有防疫用資材を使用することから、防疫用資機材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- (2) 都は、薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社及び他縣市等からの受入・調達計画を策定しておく。
- (3) 都は、防疫に関して周知するためのリーフレットを作成する。

第2 被災動物の保護体制の整備

- (1) 区は、動物愛護及び危害防止の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関して、東京都獣医師会北支部、都、動物保護団体、ボランティア等の協力を得ながら、被災動物のための救護所の開設等、動物救護活動体制を整

備する。

- (2) 飼い主は、自助の観点から、ペットフードやケージ等を備えるとともに、災害時の対応について近隣や獣医師等と話し合いをしておく。

1-5 在宅難病患者への対応

担当	福祉部／北区保健所／健康部
----	---------------

- (1) 区は、平常時から在宅人工呼吸器使用者や透析患者等の在宅難病患者を把握し、都や医療機関等と連携した救護体制や搬送体制を検討する。
- (2) 特に、在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」に基づき、都や医療機関等とも連携し、避難するタイミングや、人工呼吸器関連の情報を盛り込んだ「災害時個別支援計画」の作成等を進める。

2 医薬品・医療資機材の確保

担当	北区保健所／健康部／都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社
----	--

第1 区における医薬品・医療資機材の確保対策

- (1) 災害時のより一層の迅速な対応等に向けて、北区薬剤師会等との間に締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」を基に、協定内容の実効性を高めるため、災害時の対応について平常時より協議を進める。
- (2) 北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会、北区薬剤師会等と協議の上、医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- (3) 北区薬剤師会及び災害薬事コーディネーターと連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数か所設置する。）や運営方法、医薬品・医療資機材の納入先や搬送方法等、具体的な活動内容について協議しておく。
- (4) 医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に北区薬剤師会及び卸売販売業者と協定締結も含め協議しておく。

第2 災害拠点病院等における医薬品・医療資機材の確保対策

- (1) 災害拠点病院及び災害拠点精神科病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- (2) 災害拠点連携病院、災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
担当表
震災対策編
本編
資料編
風水害対策編

第3 都における医薬品・医療資機材の確保対策

- (1) 都医療救護班や医療救護所等に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資機材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- (2) 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機材の備蓄及び医薬品等を確保する。
- (3) 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ防災関係機関と協議しておく。

医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる。（都に事前連絡が必要）
- エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センターへ提供する。

3 医療施設の基盤整備

担当	都総務局／都保健医療局／東京都立病院機構
----	----------------------

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、都が主体となって災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

災害拠点病院等の定義

指定区分	位置づけ	病院の指定
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院	基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院 災害拠点病院の指定要件 ア 原則として200床以上の病床を有する救急救命センター若しくは第二次救急医療機関 イ 建物が耐震・耐火構造 ウ 多数の患者を受入れるスペースや備蓄スペースを有する エ 通常時の6割程度の発電容量を確保できる非常用発電設備を保有し、3日程度の燃料を確保 オ 3日分程度の食料、飲料水、医薬品等を備蓄 カ ヘリコプター臨時離着陸場を確保
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院	救急告示を受けた病院等で都が指定する病院

指定区分	位置づけ	病院の指定
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院	災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院

災害拠点精神科病院等の定義

指定区分	説明
災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受入れを行う都が指定する病院

(1) 都の指定病院等

※ 北区内の救急病院【資料編 p資-32参照】

都の指定病院等一覧（平成29(2017)年4月現在）

分類	組織・施設	所在地
地域災害拠点中核病院	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
区内の災害拠点病院	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56
区内の災害拠点連携病院	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
	赤羽中央総合病院	北区志茂1-19-14
	浮間中央病院	北区赤羽北2-21-19
	王子生協病院	北区豊島3-4-15
	神谷病院	北区神谷1-27-14
	赤羽東口病院	北区赤羽1-38-5
近隣区の災害拠点病院	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11
	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
	東京女子医科大学附属足立医療センター	足立区江北9-33-1

都の災害拠点精神科（連携）病院一覧（令和4(2022)年10月現在）

分類	組織・施設	所在地
近隣区の災害拠点精神科病院	地方独立行政法人 東京都立病院機構東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1
近隣区の災害拠点精神科連携病院	一般財団法人 精神医学研究所附属東京武蔵野病院	板橋区小茂根4-11-11
	医療法人社団翠会成増厚生病院	板橋区三園1-19-1
	医療法人社団厚生協会大泉病院	練馬区大泉学園町6-9-1
	慈雲堂病院	練馬区関町南4-14-53
	医療法人社団翠会陽和病院	練馬区大泉町2-17-1

4 遺体の取扱いに関する体制整備

担当	区民部／生活環境部／警察署／都保健医療局／陸上自衛隊
----	----------------------------

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案*等の各段階において、区及び防災関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

1. 遺体安置場所の確保

被害想定を前提に、以下の要件を踏まえ遺体安置場所の確保について検討しておく。

- (1) 安置するスペース
- (2) 安置する期間
- (3) 水等ライフラインの確保
- (4) 必要な資機材の確保と搬入

2. 遺体安置のための資機材の確保

区は、棺、ドライアイスなど必要な資機材について、備蓄の活用並びに葬祭関係事業者等及び他自治体への協力要請により調達確保する。

なお、必要な資機材については、被害想定等を踏まえ、必要数量を試算しておくとともに、葬祭関係事業者等との事前協定、他自治体との応援協定等により、調達・確保する体制を構築しておく。

※1 検視

検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。

※2 検案

検案とは、監察医（医師）が、死亡原因を調べることをいう。

【応急対策】

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難所生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動（主な医療救護活動）

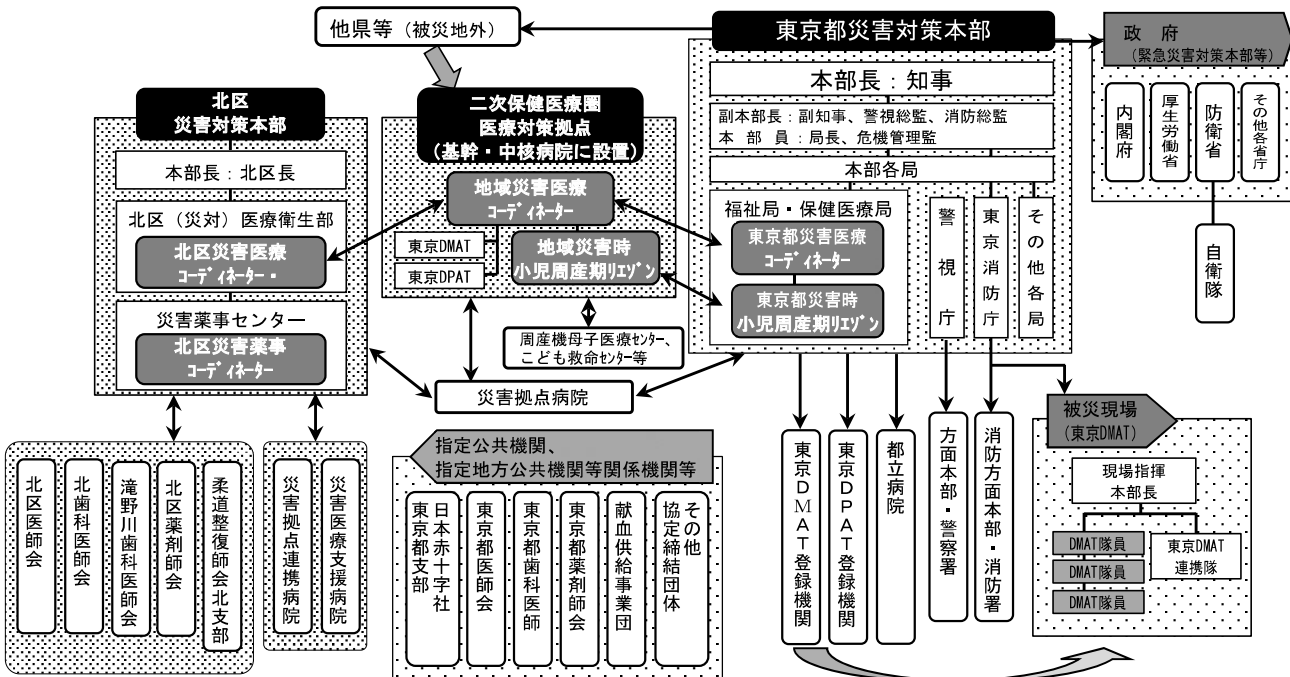
全体概要	フェーズの発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動		区市町村中心の救護活動			
① 区市町村		緊急医療救護所の設置・運営				
区市町村災害医療コーディネーター		地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
		避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置				
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京DMA Tの活動						
東京都災害医療コーディネーター		都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
地域災害医療コーディネーター		主に日本DMATによる支援活動				
③ 災害拠点病院				主に他道府県の医療救護班による支援活動		
		主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
④ 災害拠点連携病院						
		主に中等症者又は軽症の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院						
⑥ 診療所等		診療継続または区市町村の定める医療救護			平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

1 初動医療体制等

1-1 医療情報の収集伝達体制

担当	(災対) 医療衛生部／都福祉局／都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
----	--



発災直後の連携体制(イメージ)

第1 医療情報の一元化

- (1) 医師会館に設置した地域防災無線等を利用して、災対医療衛生部が医療情報を管理する。
- (2) 北区保健所に、区民に医療情報を提供するための窓口を設置する。
- (3) 北区保健所の無線設備等が使用できない場合は、無線設備等が復旧するまで災害対策本部で情報の管理を行う。

第2 医療機関等の被害情報の収集

- (1) 都は、東京都災害医療コーディネーターを中心に、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など防災関係機関と連携して、被害状況及び医療機関の活動状況、他県のDMAT・DPAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- (2) 都は、二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。
- (3) 都は、収集した医療情報を区等の防災関係機関に提供する。
- (4) 都は、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に対し、医療救護所の設置状況や

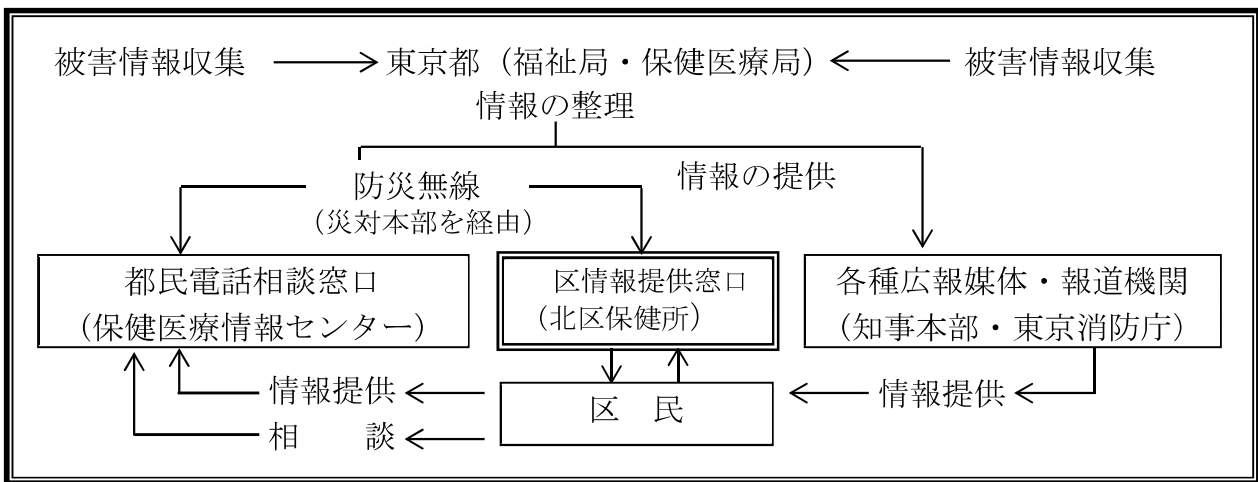
第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
風水害対策編
本編
資料編
風水害対策編

医療機関の活動状況などを周知する。

- (5) 災対医療衛生部は、北区医師会、北区災害医療コーディネーター、北区災害薬事コーディネーター等や防災関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所、病院及び薬局の被害状況や活動状況について情報収集し、区災対本部及び二次保健医療圏内の東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

第3 区民への情報提供

- (1) 北区保健所の情報提供窓口、災害広報車、ホームページ等、様々な情報提供ツールを通じて、医療情報（医療救護所、診察可能病院・医院）を区民に提供する。
(2) 医療情報提供は、避難所や地区本部においても行う。



情報提供の流れ

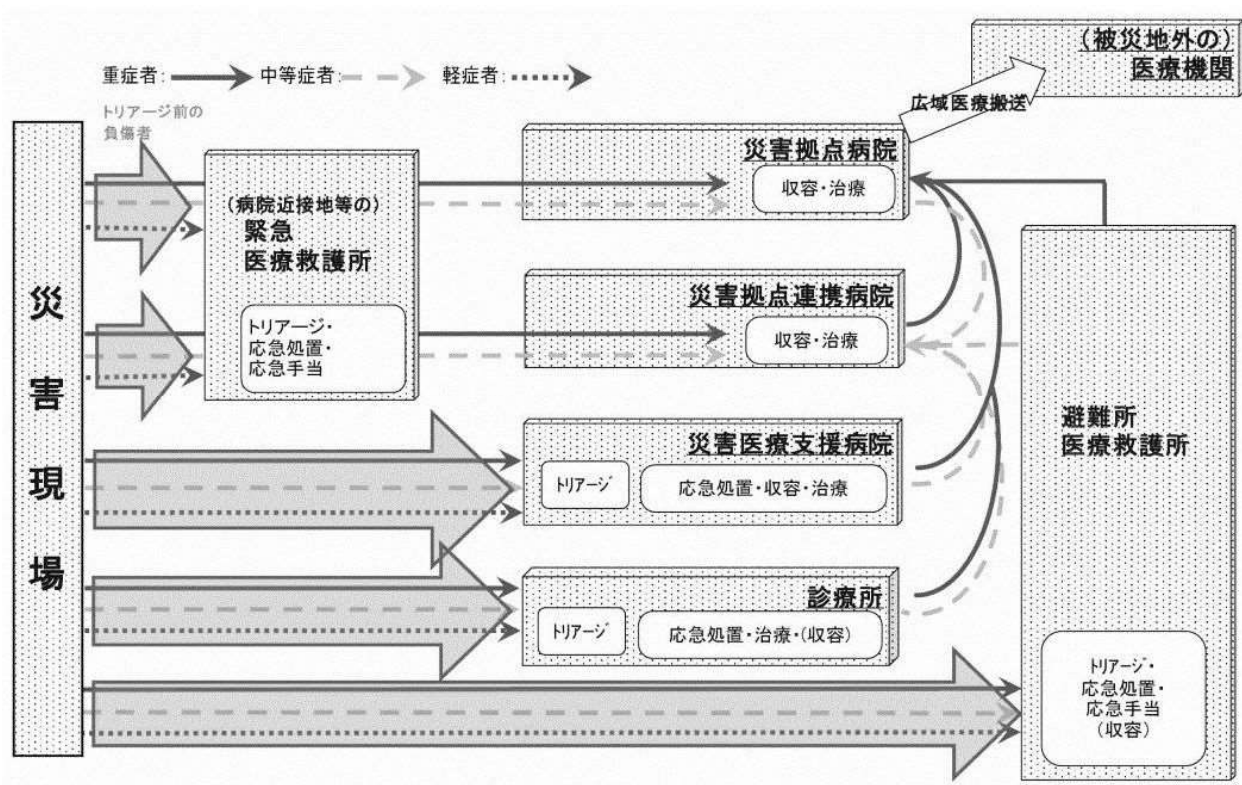
1-2 初動期の医療救護活動

担当	(災対) 福祉部 / (災対) 医療衛生部 / 消防署 (東京消防庁) / 都福祉局 / 都保健医療局 / 北区医師会 / 北歯科医師会 / 滝野川歯科医師会 / 北区薬剤師会 / 柔道整復師会北支部 / 北区訪問看護ステーション連絡協議会 / 東京都助産師会北地区分会 / 東京DMAT / 東京DPAT / 日本赤十字社
----	--

第1 都における初動期の医療救護活動の流れ

- (1) 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
(2) 東京DMATを被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出場要請を受けた東京DMATは、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
(3) 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日本赤十字社東京都支部に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下「都医療救護班等」という。）や日本赤十字社救護班の編成を要請し、派遣する。
(4) 都の医療救護班等は、区の計画等に基づき、区が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。

- (5) 都は、都内被害状況に応じ精神保健医療ニーズ把握や精神科医療の提供等のために東京DPATを派遣する。



災害時医療救護の流れ

- ※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

第2 区における医療救護の流れ

- (1) 災害時における医療救護は、区が一次的に実施する。その際、北区災害医療コーディネーター及び北区災害薬事コーディネーター等の助言を受け、医療救護活動等を統括・調整する。
- (2) 区は、北区医師会等との協定により、災害時の医療救護体制を整える。
- (3) 北区医師会等が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合には、北区医師会は初動後直ちに区に報告する。この報告があったものについては、区の要請があったものと見なす。
- (4) 区が応援の必要性を認めた場合又は東京都が応援の必要性を認めた場合には、東京都が編成する医療救護班を、区が設置する医療救護所などに派遣し、医療活動を実施する。

第1部	第2部	第3部	担当表	第1部	第2部	第3部	担当表	震災対策編	資料編
	震災対策編	本編			風水害対策編				風水害対策編

第3 医療救護所等の開設

- (1) 緊急医療救護所の設置：災害拠点病院等の近接地等あらかじめ指定する場所
(次表のとおり)
- (2) 避難所医療救護所の設置：学校避難所7校（区内7地区に各1校）
- (3) 医療救護活動拠点の設置：区施設3か所

医療救護所等一覧

分類	組織・施設	所在地	備考
緊急医療救護所	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	医療機関
	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6	
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11	
	赤羽中央総合病院	北区志茂1-19-14	
	王子生協病院	北区豊島3-4-15	
避難所医療救護所	西浮間小学校	北区浮間2-7-1	学校避難所
	赤羽岩淵中学校	北区赤羽2-6-18	
	桐ヶ丘中学校	北区桐ヶ丘2-6-11	
	明桜中学校	北区王子6-3-23	
	十条富士見中学校	北区十条台1-9-33	
	滝野川第五小学校	北区昭和町3-3-12	
	飛鳥中学校	北区西ヶ原3-5-12	
医療救護活動拠点	北区保健所	北区東十条2-7-3	区施設
	王子健康支援センター	北区東十条2-7-3	
	赤羽健康支援センター	北区赤羽南1-13-1	
	滝野川健康支援センター	北区西ヶ原1-19-12	

災害拠点病院等一覧

分類	組織・施設	所在地
地域災害拠点中核病院	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
区内の災害拠点病院	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56
区内の災害拠点連携病院	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
	赤羽中央総合病院	北区志茂1-19-14
	浮間中央病院	北区赤羽北2-21-19
	王子生協病院	北区豊島3-4-15
	神谷病院	北区神谷1-27-14
	赤羽東口病院	北区赤羽1-38-5
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11
近隣区の災害拠点病院	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
	東京女子医科大学附属足立医療センター	足立区江北4-33-1

第4 医療救護班等の編成・派遣

- (1) 北区医師会への派遣要請
 - ア 区は、北区医師会に対し、医療救護班の派遣を要請する。
 - イ 北区医師会の活動は、別に定める「災害時の医療救護活動についての協定書」によるものとする。
- (2) 歯科医師会への派遣要請
 - ア 区は、北歯科医師会及び滝野川歯科医師会に対し、歯科医療救護班の派遣を要請する。
 - イ 歯科医師会の活動は別に定める「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」によるものとする。
- (3) 北区薬剤師会への派遣要請
 - ア 区は、北区薬剤師会に対し、薬剤師班の派遣を要請する。
 - イ 北区薬剤師会の活動は、別に定める「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」によるものとする。
- (4) 柔道整復師会北支部
 - ア 柔道整復師会北支部に対し、柔道整復師の派遣を要請する。
 - イ 柔道整復師会の活動は、別に定める「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」によるものとする。
- (5) 北区訪問看護ステーション連絡協議会
 - ア 北区訪問看護ステーション連絡協議会に対し、看護師等の派遣を要請する。
 - イ 北区訪問看護ステーション連絡協議会の活動は、別に定める「災害時における東京都訪問看護ステーション協会の協力についての協定書」によるものとする。
- (6) 東京都助産師会北地区分会
 - ア 東京都助産師会北地区分会に対し、助産師の派遣を要請する。
 - イ 東京都助産師会北地区分会の活動は、別に定める「災害時における妊産婦等への支援活動に関する協定書」によるものとする。
- (7) 東京都に対する応援救護医療班の派遣要請

医療救護体制が不足する場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

医療救護班等の活動内容

区 分	内 容
医療救護班	(1) 傷病者に対するトリアージ (2) 傷病者に対する応急処置及び医療 (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 (4) 死亡の確認及び遺体の検案への協力 (5) 助産救護 (6) その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	(1) 傷病者に対するトリアージ (2) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (3) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (4) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (5) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け・管理及び受発注、救護所での調剤等 (3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 (4) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

第5 医療体制の充実

応急医療体制の充実を図るため、次の防災関係機関等に人員の派遣を要請する。

- (1) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア
- (2) 赤十字奉仕団
- (3) 他自治体
- (4) ボランティア医療関係者

第6 東京消防庁の支援

東京消防庁は、都から医療救護所等の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し、以下の内容について支援する。

- (1) 傷病者の収容先医療機関の選定
- (2) 収容先医療機関への搬送
- (3) 傷病者の応急処置

第7 東京DMATとの連携

- (1) 医療救護班は、災害現場において東京DMATと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。
- (2) 都は、必要に応じて東京DMAT指定病院へDMAT出動要請を行い、各病院は、東京DMAT

を編成・待機する。東京DMATは、東京消防庁とともに被災現場へ出動し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。

第8 東京DPATとの連携

- (1) 医療救護班は、東京DPATと連携した精神保健医療活動等の救護体制を確立する。
- (2) 災対福祉部は、必要に応じて、災対医療衛生部と連携し、福祉避難所等における精神保健医療を要する者に対して東京DPATによる救護活動を提供する。

1-3 負傷者等の搬送体制

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 医療衛生部／消防署(東京消防庁)／都総務局／都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
----	--

第1 負傷者等の搬送

- (1) 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは自主防災組織が対応し、医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、都及び区が対応する。
- (2) 医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。
- (3) あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。
- (4) 区は、搬送手段を有する機関と連携し、緊急度や搬送人数等に応じて、次により搬送手段を確保する。
 - ア 医療救護班が使用した自動車で搬送する。
 - イ 庁有車等による搬送を行う。
 - ウ 東京消防庁等に搬送を要請する。
- (5) 災害拠点病院等へ患者の転送を行う場合、転送を行う患者データを病院間で共有しあう。
- (6) 国及び都は、災害拠点病院等への搬送患者数を踏まえ、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)を確保・運営するなどして、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)から被災地外の医療施設への円滑な重症者等の搬送に努める。

第2 医療スタッフの輸送

- (1) 原則として区が派遣する医療救護班等については区が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。
- (2) 車両や船舶等を保有する防災関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに輸送手段の拡充を図る。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

1-4 保健衛生体制

担当	(災対) 総務部／(災対) 福祉部／(災対) 医療衛生部／都福祉局／都保健医療局／東京都獣医師会北支部
----	---

第1 保健活動

- (1) 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- (2) 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- (3) 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- (4) 区単独では対応が困難な場合は、都に対して応援を要請するほか、区が独自に他区市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。
- (5) 都は、関係区市等との応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。
- (6) 都と連携して、派遣職員の受入れ及び輸送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
- (7) 保健活動班における災対医療衛生部の役割は、次のとおりである。
 - ア 保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として防災関係機関と積極的に連携を図り、保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。
 - イ 避難者や在宅生活者の健康相談を行う。
 - ウ 食品営業施設等の監視指導等を行う。
 - エ 医師、保健師、環境・食品衛生監視員等各種活動班に必要な人員を確保する。
 - オ 被災状況に応じた活動内容及び活動班（応援班を含む）の派遣先を決定する。
 - カ 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。
 - キ 各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて地域の被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう防災関係機関との連携を図る。

第2 医療相談体制

区は、都と協力して心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、次のような対応をとる。

- (1) 本庁舎又は医療救護所等拠点となる施設に、必要に応じて医療相談窓口を設置し、保健活動班を派遣する。
- (2) 保健活動班は、医療相談、健康相談及び被災者の状況把握に努める。

第3 精神医療体制の確保

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。

被災後の混乱状況下において、被災住民に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を視野に据えた適切なメンタルヘルスカケアを提供し、精神障害者・精神疾患患者には必要な医療を確保し、被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。

- (1) 保健活動班は、避難所において、保健師とボランティアの連携による被災患者との対話でのケアを中心に実施する。
- (2) 避難所や自宅等で急性憎悪した患者等については、区、医療救護チーム等の支援者の協力・連携をもとに、東京DPATが対応する。
- (3) 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- (4) 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

第4 在宅難病患者への対応

- (1) 区は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- (2) 区は、医療機関等及び都と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

第5 在宅人工呼吸器使用者への対応

- (1) 区は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、医療機関等と連携して在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- (2) 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるように支援する。
- (3) 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

第6 透析患者等への対応

1. 都の対応

- (1) 東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、防災関係機関に情報を提供する。
- (2) 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について防災関係機関と調整する。
- (3) 他縣市への支援要請について、必要な調整を図る。

2. 区の対応

都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき保健衛生対策の充実に努める。

- (1) 区は、都、医師会及び透析医療機関等と協力して、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、東京都に報告する。
- (2) 透析医療機関及び患者からの問合せがあった場合、区は都を經由して情報を収集

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

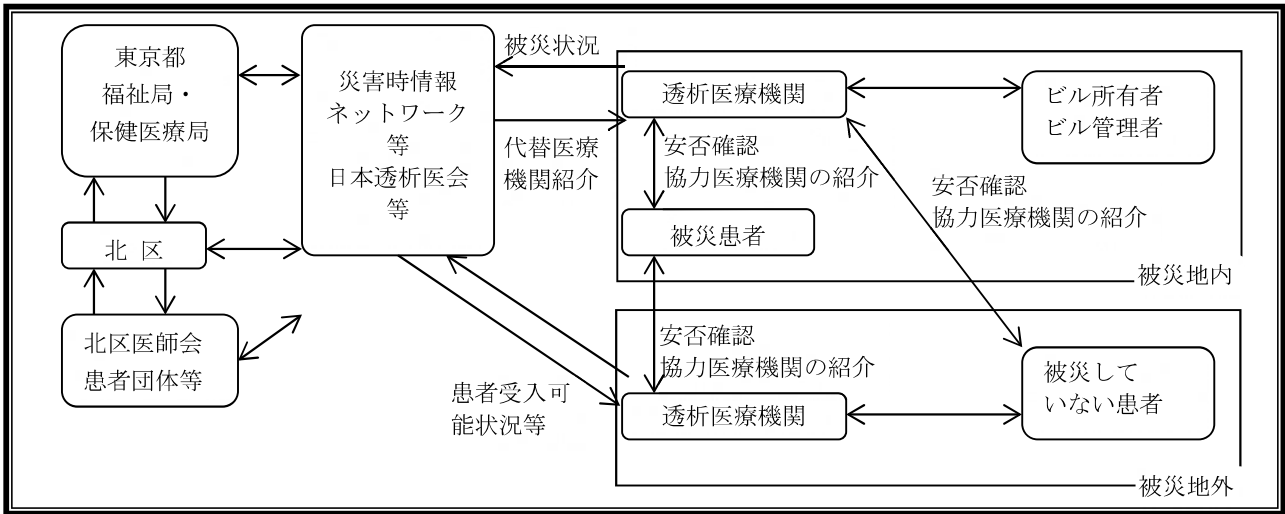
風水害対策編

本編

資料編

し、提供する。

- (3) 「東京都区部災害時透析医療ネットワーク」の情報等を参考にする。



透析患者の災害時透析医療情報連絡体制系統図 (ビル診療所の場合)

第7 被災動物の保護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

区は、動物愛護の観点から、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体・ボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について、対策を講じる。

- (1) 被災地域における動物の保護

被災した動物のための救護所を3か所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。

- (2) 避難所における動物の適正な飼育

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。

- (3) 動物愛護の活動方針

区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

2 医薬品・医療資機材の供給

担当	(災対) 医療衛生部／都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社／献血供給事業団
----	---

- (1) 区は、北区薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や医療救護所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。なお、災害薬事センターのセンター長は災害薬事コーディネーターが務めるものとする。
- (2) 災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。
【災害薬事コーディネーターの業務】
 災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。
 - ① 医薬品等の管理に関する調整業務：医療救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
 - ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
 - ③ 薬事関係者の関係業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等
- (3) 北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会及び北区薬剤師会と協議の上、医療救護所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、北区と北区薬剤師会の間で締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」に基づき調達する。なお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。
- (4) 備蓄及び北区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、北区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請する。
- (5) 医薬品等の卸売販売業者等は、都と協働し早期に機能を復旧させ、都や区からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。
- (6) 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。
- (7) 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。災害時においても診療を継続できるように事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第1部	
第2部	震災対策編
第3部	
担当表	
第1部	
第2部	風水害対策編
第3部	本編
担当表	
震災対策編	
資料編	
風水害対策編	

3 医療施設の確保

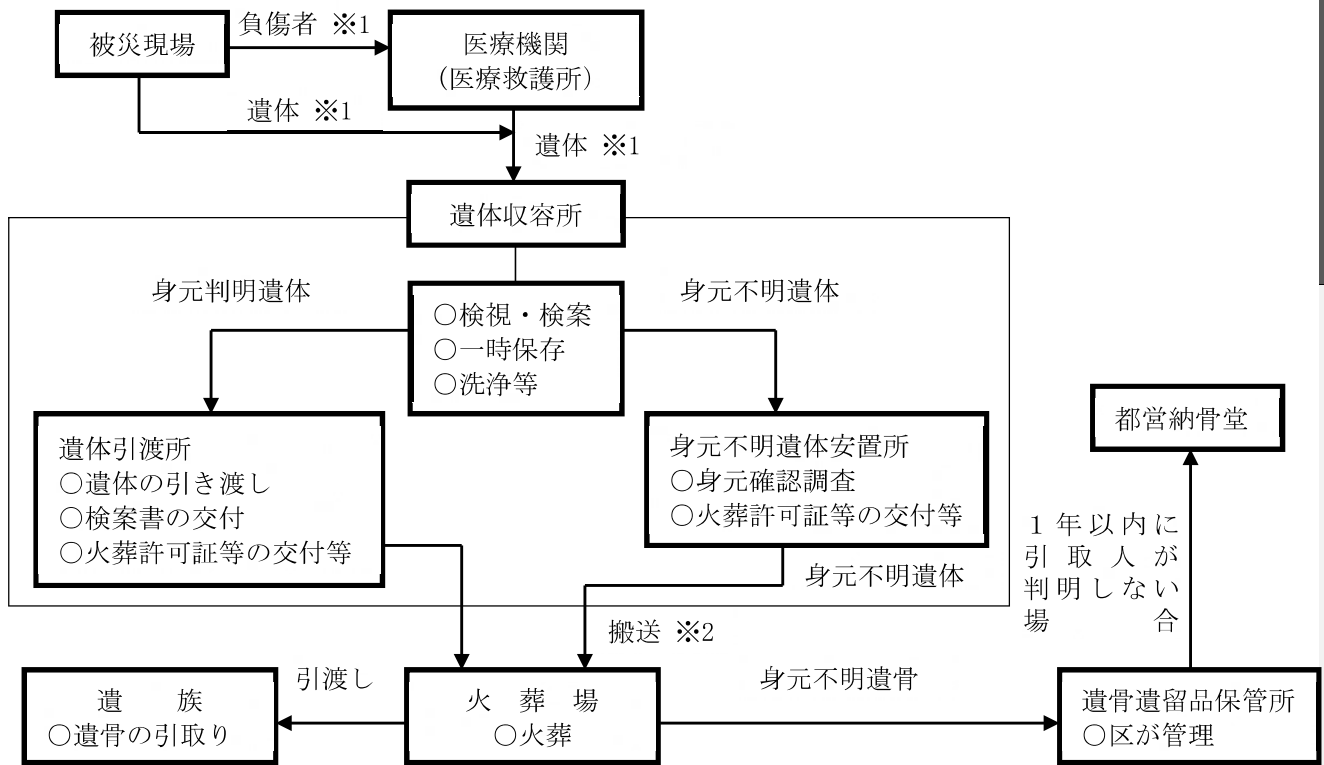
担当	(災対) 医療衛生部／都保健医療局／都総務局／東京都立病院機構／自衛隊／ 第三管区海上保安本部
----	--

- (1) 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、都が主体となって、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- (2) 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。
- (3) 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。
- (4) 海上自衛隊は、東京湾に、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動させ、重症者等の受入れ及び医療処置等を行い、併せて重傷者を受け入れた船舶により被災地域外への搬送を行う。
- (5) 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）は、傷病者搬送のための巡視船艇、航空機又は医療施設を有する巡視船を出動させる。

4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

担当	(災対) 区民部 / (災対) 生活環境部 / 警察署 (警視庁) / 都保健医療局 / 都総務局 / 陸上自衛隊 / 各防災関係機関
----	---

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所を確保し、開設し、火葬手続を迅速に実施する。遺体の取扱いについては、死者の尊厳に十分配慮することとする。



遺体取扱いの流れ

- ※1 警察署は、区が実施する遺体の捜索・収容等に協力する。自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

第1部
 第2部
 第3部
 担当表
 第1部
 第2部
 第3部
 風水害対策編 本編
 担当表
 震災対策編
 資料編
 風水害対策編

第1 遺体及び行方不明者の搜索

遺体及び行方不明者の搜索は、迅速な対応が求められる。区、警察、自衛隊、ボランティア等防災関係機関が連携し、協力を得て実施する。

機関名	活動内容
区	(1) 防災関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施する。 (2) 必要な場合、作業員の雇い上げ、資機材等借り上げを行う。 (3) 行方不明者の搜索を行い、及び遺体を発見・収容した場合には、区は次の書類を整備する。 ア 救助実施記録日計表 イ 遺体搜索状況記録簿 ウ 搜索用機械器具燃料受払簿 エ 遺体搜索用関係支出証拠書類
警察署	(1) 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱う。 (2) 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 (3) 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
陸上自衛隊 第1師団等 災害派遣部隊	(1) 都の要請に基づき、警視庁、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど適正な処理を行う。 (2) 状況に応じて、遺体の搬送に協力する。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区分	内容
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等）

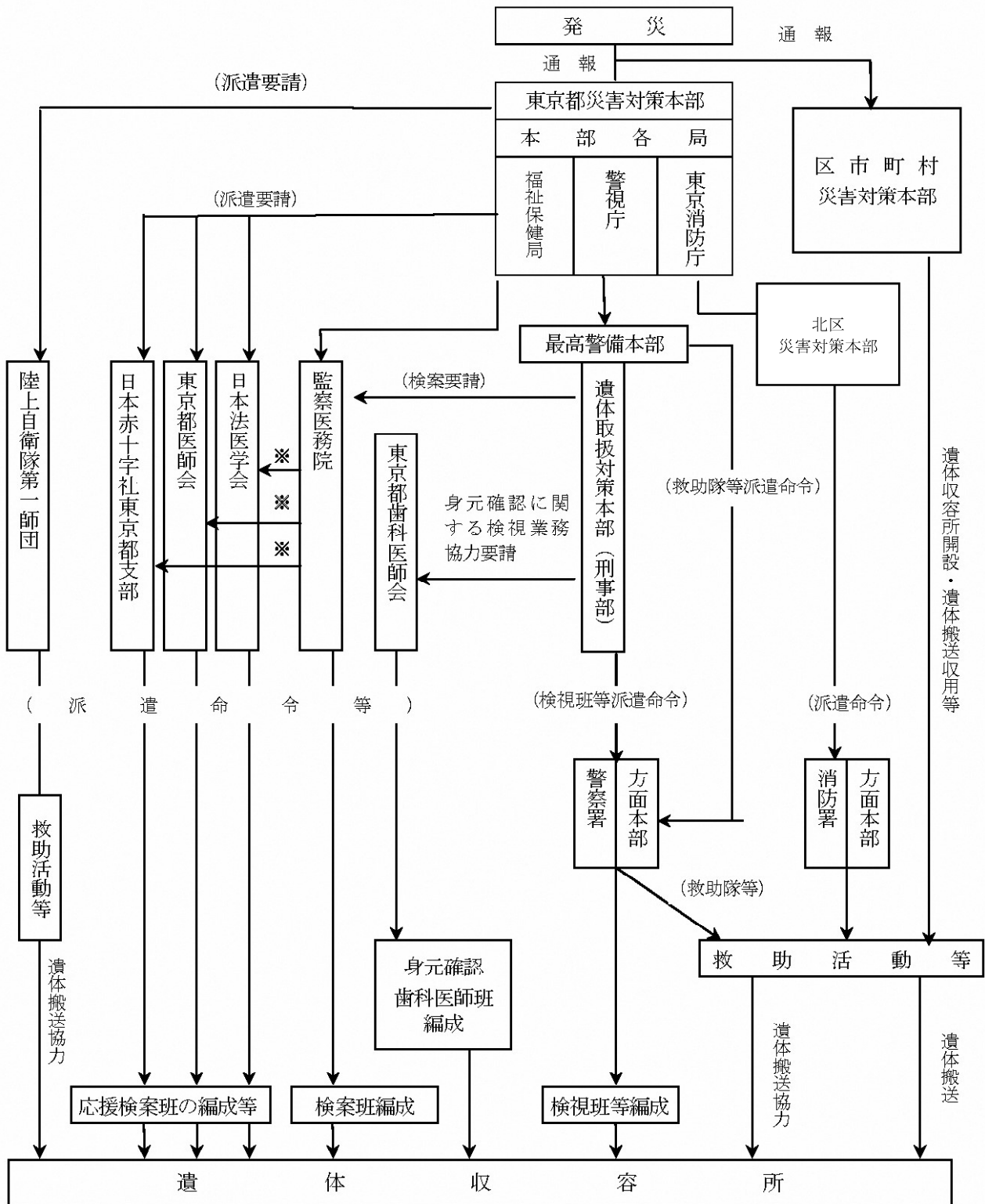
区 分		内 容
国庫負担	対象となる経費	(1) 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 (2) 捜索のために使用した機械器具の修繕費 (3) 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	(1) 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 (2) いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区分	内容
遺体処理の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に都に申請する。
国庫負担の対象となる経費	遺体の一時保存のための経費 (1) 既存建物を利用する場合：借上費は通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合：一体当たり5,000円以内 (3) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用：遺体一体当たり3,300円以内(平成18(2006)年度基準)

第2 遺体の搬送(遺体収容所まで)

- (1) 遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。
- (2) 搬送は、警察署への通報や状況に応じて、防災関係機関への協力依頼、作業員の雇上げ、ボランティアの活用等を行う。
- (3) 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・日時・場所・状況・身元認知の有無等について、可能な限り確認する。
- (4) 都は、区及び防災関係機関等との連絡調整を実施する。
- (5) 都は、状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図

第3 遺体収容所の設置

区は、災害発生後、速やかに遺体収容所を開設し、都及び警察署に報告するとともに、住民等への周知を図る。

(1) 区の業務

- ア 遺体収容対策本部の設置、広報、防災関係機関との連絡調整等
- イ 遺体収容所への管理責任者の配置
- ウ 遺体搬入、収容受付、遺体処理票のチェック
- エ 身元確認、身元不明遺体の管理、引取不可の遺骨の管理
- オ 検視の補助、遺体洗浄、腐敗防止
- カ 検案・遺体検案書の発行の補助
- キ 遺体検案書の受取、死亡届の受理及び埋火葬許可証の発行
- ク 火葬場への遺体の搬送及び随行、遺体(遺骨)の引渡し、遺体処理票回収
- ケ 本部との情報交換、遺体処理票整理、収容所内情報伝達
- コ 物資の調達及び管理、協定業者からの受入れ
- サ 区への対応のみで十分でないとき認められるときの都及び防災関係機関への応援要請

(2) 遺体の一時保存・管理

遺体の安置・保存に必要な柩等の物品を事前に備蓄、調達等により確保する。遺体の腐敗防止のため、都と連携して必要に応じて作業員を雇い上げるなどして要員を確保し、遺体の洗浄・縫合・消毒の処置を実施する。遺体収容状況に関し、報道機関への情報提供など、住民広報に努める。

なお、遺体の一時保存・管理に関しては、事前に次の書類を用意する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

第4 検視・検案・身元確認等

検視・検案は、原則として遺体収容所において集中的に実施することとし、区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように都及び警察署と連携を図る。

機関名	活動内容
区	(1) 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 (2) 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
警察署	(1) 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 (2) 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 (3) 検視班は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
都保健医療局	(1) 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。 (2) 検案体制が都の対応能力のみでは十分でないとき認められるときは、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 (3) 検視・検案に必要な資機材が不足する場合、関係団体に支援を要請する。
北区医師会	区の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
北歯科医師会 滝野川歯科医師会	区及び警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。

第5 遺体の身元確認

遺体の身元確認に当たっては、各防災関係機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活動内容
区	(1) 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 (2) 警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 (4) 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

機関名	活動内容
警察署	(1) 行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 (2) 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 (3) 概ね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。

第6 区民への死亡者に関する情報提供

区は、大規模災害に伴う死者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、区役所庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

第7 遺体の遺族への引き渡し

区は、警察署や防災関係機関と連携し、警察署の「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

第8 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

- (1) 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
- (2) 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を発行する。

第9 遺体の搬送(遺体引渡所及び身元不明遺体安置所から火葬場まで)

- (1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容対策本部が災害遺体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- (2) 遺留品は、包装し、氏名札及び遺留品処理票を付し遺骨遺留品保管所に送付する。遺骨及び遺留品の引き取りを希望するものがあるときは、遺骨及び遺留品処理票によって整理の上、引き渡す。
- (3) 火葬場までの搬送に必要な霊柩車、寝台車を葬祭業者等に依頼し、確保（燃料の確保も考慮）する。また、他の車両の活用も図る。
- (4) 各収容所の火葬班は、遺体・遺骨の紛失等が起きないように、遺族とともに火葬場までの搬送に随行する。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
本編	第3部
	担当表
	震災対策編
資料編	風水害対策編

【復旧対策】

1 防疫体制の確立

担当	(災対) 医療衛生部／都保健医療局
----	-------------------

第1 各班の役割

- (1) 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「防疫検水班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成、又は担当者を配置して、都と連携をとりながら、防疫活動を推進する。
- (2) 防疫活動の実施状況について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。
- (3) 防疫活動の実施に当たって区の対応能力では十分でないとする場合は、都保健医療局又は北区医師会、北区薬剤師会等に協力を要請する。また、都が実施する防疫活動について協力する。

1. 防疫班

- (1) 避難所等の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。
- (2) 医療救護班、保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。特に、避難所開設後は、速やかに行う。
- (3) 健康調査等を行った結果、必要があると認めるときは、就業制限・入院勧告などを行う。
- (4) 食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、感染症予防のための広報及び健康指導を行う。なお、実施に当たっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器を用いた呼びかけ等により周知の徹底を図る。
- (5) 避難所において、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症予防のための広報及び健康指導を行う。

2. 消毒班

- (1) 感染症の蔓延を防止するために必要がある場合は、患者宅や避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- (2) 避難所開設後、直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

3. 防疫検水班

- (1) 被災家屋、避難所、下水、トイレ、ゴミ保管場所その他の要消毒場所を消毒し、又は区民等に消毒薬を配布し消毒させる。
- (2) 被災地の井戸が汚染された場合は、直ちにクロール石灰等による消毒を行う。なお、初回以後は、原則として区民に消毒薬を配布して自主的に行わせた上で、防疫検水班が消毒状況の確認を行う。

4. 食品衛生指導班

保健所長等の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

- (2) 仮設店舗等の衛生指導
- (3) 食品集積所の衛生確保
- (4) 避難所の食品衛生指導（以下は、主な留意点）
 - ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ウ 手洗いの励行
 - エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - カ 情報提供
 - キ 殺菌・消毒剤の適切な使用
- (5) 食中毒発生時の対応
- (6) その他食料品に起因する危害発生の防止

5. 環境衛生指導班

都が示した「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」を基に、マニュアルを作成し、保健衛生対策の充実に努める。

- (1) 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況の把握
- (2) 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定
- (3) 避難住民の生活環境上必要な物品の確保
- (4) 避難住民間のプライバシーの確保
- (5) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法、室内環境の保持や寝具類の衛生確保などのための助言・指導
- (6) 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

第2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、区は、都と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 区及び都は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) 区は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- (5) 区は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

震災対策編	第1部	担当表
	第2部	
	第3部	
風水害対策編	第1部	担当表
	第2部	
	第3部	
資料編	震災対策編	担当表
	風水害対策編	

第3 入浴サービスの提供

1. 基本方針

避難所で生活する被災者及び自宅が被害を受けライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態と心身の疲労回復を図る。

災対医療衛生部等は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況等を把握し、関係防災機関を通じて区民へ情報の提供を実施する。

2. 提供方針

(1) 公衆浴場の再開支援

- ア 区内において業務再開可能な公衆浴場を把握する。
- イ 再開可能な公衆浴場に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。
- ウ 被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 宿泊施設への協力要請

区内のホテル等の宿泊施設への協力要請を行う。

(3) 要配慮者への配慮

- ア 入浴施設までの交通手段を確保する。
- イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保するとともに、区による確保が困難であるときは、都へ協力を要請する。
- ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。

(4) 夏季における対応

夏季には、発汗等の影響による衛生環境の悪化が顕著となるため、入浴サービスの強化を図る。

第4 被災動物の保護

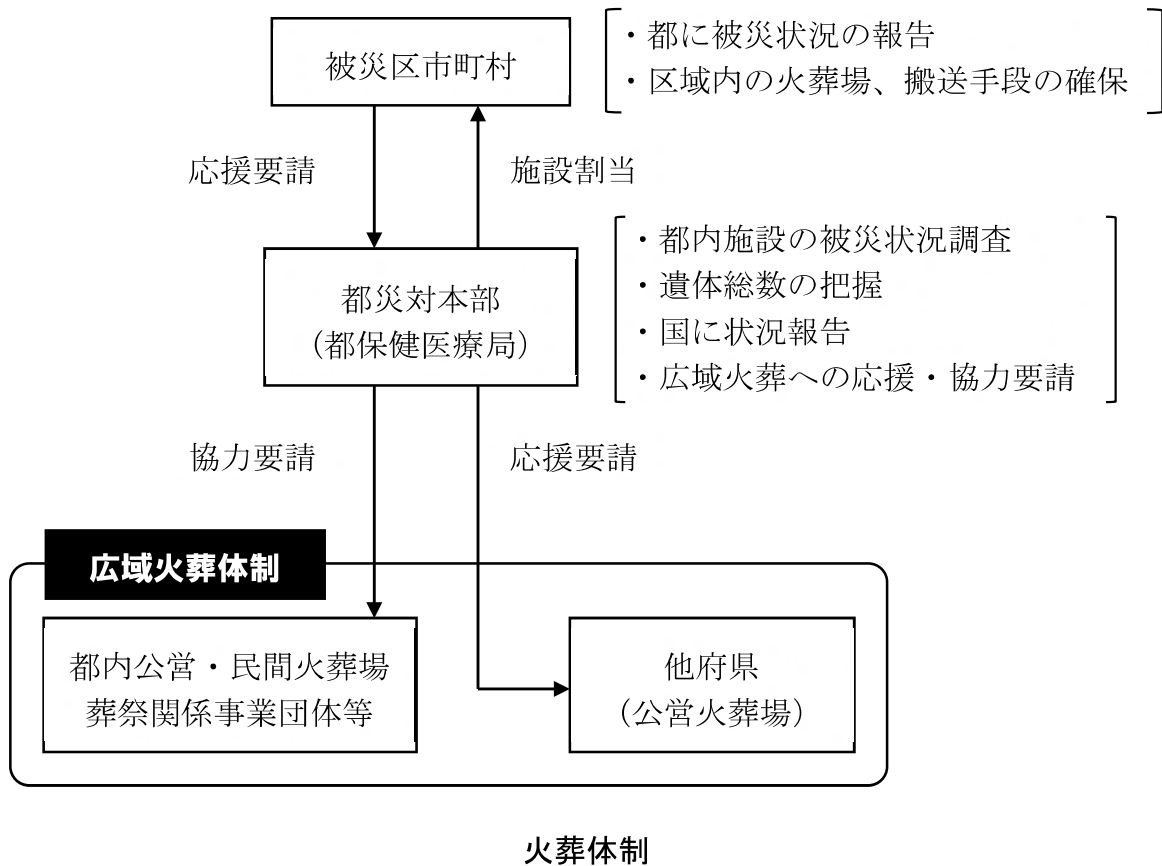
区は、被災動物の保護に関して都、関係団体等が設置する「動物救援本部」を中心とした保護活動へ協力する。

2 火葬

担当 (災対) 区民部 / (災対) 生活環境部 / 警察署 / 都保健医療局 / 都建設局

第1 広域火葬の実施

広域火葬とは、大規模な災害により都内市区町村が有する火葬能力だけでは遺体の火葬が不可能である場合に、都が都内全域及び近隣県の火葬場を活用して広域的に実施する火葬をいう。区は、都と調整し、広域火葬の円滑な実施に助力する。



火葬体制

第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
担当表
震災対策編
資料編
風水害対策編

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。 (2) 平常時の使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、搬送も含め、都や応援協定に基づく他自治体に広域火葬の応援・協力を要請する。 (3) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 (4) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 (5) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2第2号に定める車両（以下「緊急通行車両」という。）により行う。 (6) 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都災対本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 (2) 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定する。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 (3) 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 (4) 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 (5) 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 (6) 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。 (2) 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。